

愛媛県

媛 県 発 行

第457号

令和5年11月6日月曜日 第457号

♦ 目

•							
	規	則					
愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び愛媛県会計規則の一部	部を改正する:	規則				(財政課)1083
愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則			([環境・ゼ]	コカーボ	ン推進課)1181
愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する	規則			. (男女参	画・子育	て支援課)1182
愛媛県会計規則の一部を改正する規則						(会計課)1211
	告	示					
土地改良事業の工事完了の届出							
愛媛県資源管理方針の変更							
土地改良区の定款変更の認可							
道路の区域変更(県道広見吉田線)							
道路の供用開始(")				("	1)1221
	訓	\$					
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令(2件)			(財政課、	環境・ゼ[コカーボ	ン推進課)1221
	監査委員共	見程					

次 ♦

規

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程.......(監査事務局)...1224

○愛媛県規則第45号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び愛媛県会計規則の一部を改正する規則

(愛媛県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年愛媛県規則第48号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(歳出予算の<u>配当替</u>)

- させる必要があるものについては、総務部長に合議し、これを当 該部局の長に配当替することができる。
- 2 前項の規定は、当該部局内の配当替について準用する。
- は、予算配当替通知書(様式第8号)により、会計管理者及び当 該予算を執行させる部局の長に通知しなければならない。 (歳出予算の令達)

第12条 省略

- 3 部局の長は、前項の規定による歳出予算の令達をするときは、 予算令達書 (様式第9号)により、地方機関の長及び関係地 方局の出納室長に通知しなければならない。

(歳出予算の<u>移用</u>)

- 第11条 部局の長は、配当を受けた歳出予算で他の部局の長に執行 **第11条** 部局の長は、配当を受けた歳出予算で他の部局の長に執行 させる必要があるものについては、総務部長に合議し、これを当 該部局の長に移用する ことができる。
 - 2 前項の規定は、当該部局内の移用 について準用する。
- 3 部局の長は、前2項の規定により歳出予算の配当替をするとき 3 部局の長は、前2項の規定により歳出予算の移用 をするとき は、予算移用通知書 (様式第8号)により、会計管理者及び当 該予算を執行させる部局の長に通知しなければならない。

(歳出予算の令達)

第12条 省略

- 2 省略
- 3 部局の長は、前項の規定による歳出予算の令達をするときは、 予算令達通知書(様式第9号)により、地方機関の長及び関係地 方局の出納室長に通知しなければならない。

様式第6号から様式第11号の2までを次のように改める。

成出予算配当要求書	令和 5 年11)	月6日	愛媛	県 報		第457号
執行機関 配当番号 予算種別 略科目 会計 款 項目 事業 内訳 節 細節 節 名	式第6号 (第9条関係)	歳出予算配当要求書				
執行機関 配当番号 予算種別 略科目 会計 款 項目 事業 内訳 節 細節 節 名		رار طل	→ <i>\</i> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	並りま		
 執行機関 配当番号 予算種別 会計 款 項 目 事業 内訳 節 細節 節 名 		蔵出	予 算配当	要求書		
 執行機関 配当番号 予算種別 会計 款 項 目 事業 内訳 節 細節 節 名 						
 執行機関 配当番号 予算種別 会計 款 項 目 事業 内訳 節 細節 節 名 				(%	(信者名)	
 配当番号 予算種別 会計 款 項 目 事業 内訳 節 細節 節 名 	 執行機関			()[110.6.507	
会計 款 項 目 事業 內訳						
会計 款 項 目 事業 內訳						
款 項 目 事業 内訳 節 細節 第	予算種別	略科目				
項 目 事業 内訳 節 細節 節 名	会計					
目 事業 内訳 節 細節 第						
事業 内訳 節 細節 節 名						
内訳 節 細節 第 名						
節 細節 節 名						
	内訳					
現計予算額 既配当額 未配当額 今回配当要求額	節細節	節名				
		現計予算額	既配当額	į	未配当額	今回配当要求額

合 計 金 額

様式第7号(第9条関係) 歳出予算配当通知書

	歳出予	产算配当通知書	建	
執行機関 配当番号	配当日		(発信者名)	
予算種別 会計 款 項 目 事 決	略科目			
節 細節	節 名 現計予算額	既配当額	未配当額	今回配当額
		合 計 金	額	

年 月 日

式第8号 (第11条関係) 予算配	当替通知書			
		予算配当替通	知書	
様本書のとおり歳出予算 年度 配当替年 事務区分 会計	草の配当替を通知します。 三月日 年月日		配当替元執行機関 細目 配当替先執行機関	
款	項	目		
節(細節)	前回までの配当替額	今回配当替額	配当替累計額	備

	予算令	〕 達書	
予算計上課			
令達元	A = 0		
令達番号	令達日		
令達先	m かく く ロ		
予算種別	略科目		
会計			
款			
項 目			
事業			
内訳			
	出予算を令達する。		
	A		
וא וא אין		人口人法好	△ 去田 31.好
	既令達額	今回令達額	令達累計額
	合 計 金 %		

		予算流	用通知書		
執行機関 流用番号 流用先 予算種別 会計 款			(発	《信者名)	
流用理由					
項 目 節名	科目	節 細節	目 名 現計予算額	既配当額	流用増減額

樣式第11号(第14条関係) 予備費充当申請書

予備費充当申請書

年 月 日

(発信者名)

予備費充当番号 予備費予算計上課 予備費充当先執行機関 予備費充当先略科目

会計款

目

事業内訳

予備費充当額 予備費充当目的 円

単位:円

節・細節コード・名称	予算現額	支出負担行為済額	今後所要見込額	差引不足額	予備費充当額

	予備	请費充当通知書		
執行機関			(発信者名)	
充当番号	充当日			
会計 科目 事業 内訳	項	∃		
	<u> </u>		۵	
節 細節	節	名	<u></u>	Ž 1
(予備費科目)				
(予備費科目)	3	∧ ⇒1 ∧	· 排石	
(予備費科目) 款 項 目 略科目 充当目的	1	合計金	額	

(愛媛県会計規則の一部改正)

第2条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 後 改

(調定の決議)

しなければならない。ただし、徴収決定外誤納の調定は、徴収決 定外誤納調定命令決議書 (様式第4号)によるものとする。 (調定の通知)

第15条 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、調定決議書 に関係書類を添えて直ちに会計管理者又は室長に送付しなけ ればならない。ただし、徴収決定外誤納の調定は、徴収決定外誤 納調定命令決議書 によるものとする。

(会計管理者等の現金収納)

て納付を受けたときは、これを収納し、愛媛県納入通知書兼領収 証書を交付しなければならない。

2・3 省略

- 4 会計管理者等は、第1項及び前項本文の規定により現金を収納 したときは、愛媛県収納済通知書を歳入徴収者に送付しなければ ならない。
- より、同項の規定による愛媛県収納済通知書の送付に代えて、当 該愛媛県収納済通知書の記載事項のデータを、データ伝送の方法 (電気通信設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条 第2号に規定する電気通信設備をいう。)を用いてデータを伝送 する方法をいう。以下同じ。)により歳入徴収者に送付すること ができる。

(愛媛県収納済通知書の送付)

通知書の送付があつたときは、これを歳入徴収者に送付しなけれ ばならない。

(国庫金等の収納)

第26条 会計管理者は、第15条の規定により国庫金等の振込みに係 **│ 第26条** 会計管理者は、第15条の規定により国庫金等の振込みに係 る調定の通知を受けたときは、納入通知書(国庫支出金等)(様 式第12号)により収納すべき歳入科目を指定金融機関に通知しな ければならない。

(歳入金の還付及び充当)

- 入金から払戻しをしようとするときは、支出の例によりしなけれ ばならない。この場合において、歳入徴収者は、戻出命令決議書 (様式第17号の2)を会計管理者又は室長に送付す るものとする。
- 2 歳入徴収者は、過誤納金を他の徴収金に充当したときは、過誤 2 歳入徴収者は、過誤納金を他の徴収金に充当したときは、過誤 納金還付・充当通知書により納入義務者に通知するとともに、会 計管理者又は室長に過誤納金充当命令決議書 (様式第18号) を送付しなければならない。

(不納欠損)

第33条 歳入徴収者は、法第240条第1項に規定する債権が次のい │第33条 歳入徴収者は、法第240条第1項に規定する債権が次のい ずれかに該当するときは、<u>不納欠損登録票</u> (様式第19 号)により不納欠損の手続をしなければならない。

(1)~(4) 省略

īF

(調定の決議)

- 第14条 歳入の調定は、調定決議書 (様式第3号)により 第14条 歳入の調定は、調定決議書兼通知書(様式第3号)により しなければならない。ただし、徴収決定外誤納の調定は、徴収決 定外誤納調定決議書兼通知書(様式第4号)によるものとする。 (調定の通知)
 - 第15条 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、調定決議書兼通 知書に関係書類を添えて直ちに会計管理者又は室長に送付しなけ ればならない。ただし、徴収決定外誤納の調定は、徴収決定外誤 納調定決議書兼通知書によるものとする。

(会計管理者等の現金収納)

- **第22条** 会計管理者等は、納入義務者から納入通知書に現金を添え **第22条** 会計管理者等は、納入義務者から納入通知書に現金を添え て納付を受けたときは、これを収納し、納入通知書兼領収書 を交付しなければならない。
 - 2 3 省略
 - 4 会計管理者等は、第1項及び前項本文の規定により現金を収納 したときは、領収済通知書 を歳入徴収者に送付しなければ ならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、収入受託者は、別に定めるところに │ 5 前項の規定にかかわらず、収入受託者は、別に定めるところに より、同項の規定による領収済通知書 の送付に代えて、当 の記載事項のデータを、データ伝送の方法 該領収済通知書 (電気通信設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条 第2号に規定する電気通信設備をいう。)を用いてデータを伝送 する方法をいう。以下同じ。)により歳入徴収者に送付すること ができる。

(領収済通知書の送付)

第25条 会計管理者又は室長は、指定金融機関等から愛媛県収納済 │第25条 会計管理者又は室長は、指定金融機関等から領収済通知書 の送付があつたときは、これを歳入徴収者に送付しなけれ ばならない。

(国庫金等の収納)

る調定の通知を受けたときは、国庫金等収納通知書 式第12号)により収納すべき歳入科目を指定金融機関に通知しな ければならない。

(歳入金の還付及び充当)

- **第32条** 歳入徴収者及び会計管理者又は室長は、過誤納金を当該歳 **│第32条** 歳入徴収者及び会計管理者又は室長は、過誤納金を当該歳 入金から払戻しをしようとするときは、支出の例によりしなけれ ばならない。この場合において、歳入徴収者は、過誤納金還付決 議書兼通知書(様式第17号の2)を会計管理者又は室長に送付す るものとする。
 - 納金環付・充当通知書により納入義務者に通知するとともに、会 計管理者又は室長に過誤納金充当決議書兼通知書(様式第18号) を送付しなければならない.

(不納欠損)

ずれかに該当するときは、不納欠損決議書兼通知書(様式第19 号)により不納欠損の手続をしなければならない。

(1)~(4) 省略

2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたとき │ 2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたとき は、当該不納欠損登録票 を会計管理者又は室長に送付し なければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金並びに特 別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについ ては、この限りでない。

(収入・支出日計表の作成)

- 第35条 会計管理者又は室長は、毎日の収入済額について会計別に 収入・支出日計表(様式第20号)を作成しなければならない。 (支出負担行為の整理)
- 第39条 支出負担行為担当者は、支出負担行為を整理するときは、 支出負担行為決議書(様式第21号)又は支出負担行為決議書兼支 出命令書(様式第21号の2)を支出科目別及び債権者別に作成し なければならない。
- 2 支出負担行為担当者は、前項の規定にかかわらず、同一支出科 2 支出負担行為担当者は、前項の規定にかかわらず、同一支出科 目から2人以上の債権者に対する同時の支出負担行為について は、その内容を示す内訳書を添付して一の支出負担行為決議書を 作成することができる。

(支出負担行為の変更)

第40条 支出負担行為担当者は、前条の規定による支出負担行為を 整理した後において支出負担行為の額に変更が生じたときは、直 ちに増減額について変更の理由を明らかにした支出負担行為変更 決議書(様式第21号の3)を作成しなければならない。

(支出の命令)

第42条 支出命令者は、会計管理者又は室長に支出の命令をすると きは、支出命令書(様式第22号)又は支出負担行為決議書兼支出 命令書によりしなければならない。

(支出命令書の作成)

第43条 支出命令者は、支出命令書又は支出負担行為決議書兼支出 命令書を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入 告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支 出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに 作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、 請求書によらないで支出命令書又は支出負担行為決議書兼支出命 令書を作成することができる。

(1)~(27) 省略

2 支出命令者は、前項の規定にかかわらず、隔地払又は口座振替 によるもので同一支出科目から 2 人以上の債権者に同時に支出す るときは、債権者内訳書 (様式第23号)を添付して一の支出命 令書を作成することができる。

(支出命令書等の送付)

第45条 支出命令者は、支出命令書の書類を作成したときは、当該 **│第45条** 支出命令者は、支出決議書の書類を作成したときは、当該 支出に係る支出負担行為の関係書類を添えて会計管理者又は室長 に送付しなければならない。

(支出の取消し)

第46条 省略

きは、取消しの理由を明らかにした支払取消命令書

(様式第24号の2)を作成し、取消しに係る支出負担 行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書を添えて会計管 理者又は室長に送付しなければならない。

(法定控除金の内訳書の送付)

第47条 支出命令者は、支出の命令又は戻入の通知をする場合にお いて法定控除金(印紙で納入する保険料を除く。)があるとき

は、当該不納欠損決議書兼通知書を会計管理者又は室長に送付し なければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金並びに特 別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税に係るものについ ては、この限りでない。

(歳入日計表の作成)

第35条 会計管理者又は室長は、毎日の収入済額について会計別に 歳入日計表 (様式第20号)を作成しなければならない。 (支出負担行為の整理)

- 第39条 支出負担行為担当者は、支出負担行為を整理するときは、 支出負担行為書 (様式第21号)又は支出負担行為書兼決議書 (様式第21号の2)を支出科目別及び債権者別に作成し なければならない。
- 目から2人以上の債権者に対する同時の支出負担行為について は、その内容を示す内訳書を添付して一の支出負担行為書 を 作成することができる。

(支出負担行為の変更)

第40条 支出負担行為担当者は、前条の規定による支出負担行為を 整理した後において支出負担行為の額に変更が生じたときは、直 ちに増減額について変更の理由を明らかにした支出負担行為書

を作成しなければならない。

(支出の命令)

第42条 支出命令者は、会計管理者又は室長に支出の命令をすると きは、支出決議書(様式第22号)又は支出負担行為書兼決議書 によりしなければならない。

(支出決議書の作成)

第43条 支出命令者は、支出決議書又は支出負担行為書兼決議書 を、債権者から提出された請求書(官公署の発行する納入 告知書その他これに準ずるものを含む。以下同じ。)により、支 出科目別及び債権者別並びに直接払、隔地払及び口座振替ごとに 作成しなければならない。ただし、次に掲げる経費については、

請求書によらないで支出決議書又は支出負担行為書兼決議書

を作成することができる。

(1)~(27) 省略

2 支出命令者は、前項の規定にかかわらず、隔地払又は口座振替 によるもので同一支出科目から2人以上の債権者に同時に支出す るときは、支出決議内訳書(様式第23号)を添付して一の支出決 議書を作成することができる。

(支出決議書等の送付)

支出に係る支出負担行為の関係書類を添えて会計管理者又は室長 に送付しなければならない。

(支出の取消し)

第46条 省略

2 支出命令者は、前項の規定による支出の命令の取消しをしたと 2 支出命令者は、前項の規定による支出の命令の取消しをしたと きは、取消しの理由を明らかにした支出決議書又は支払取消決議 書兼通知書(様式第24号の2)を作成し、取消しに係る支出負担 行為書又は支出負担行為書兼決議書 を添えて会計管 理者又は室長に送付しなければならない。

(法定控除金の内訳書の送付)

第47条 支出命令者は、支出の命令又は戻入の通知をする場合にお いて法定控除金(印紙で納入する保険料を除く。)があるとき

は、支出命令書若しくは支出負担行為決議書兼支出命令書又は支 出負担行為決議書兼返納調書(様式第25号)に控除内訳書 (様式第26号)を添付しなければならない。

(支出負担行為に関する確認)

第48条 省略

2 会計管理者又は室長は、前項の規定による確認の結果支出をす ることができないと認めたときは、当該支出命令書又は支出負担 行為決議書兼支出命令書にその理由を付して支出命令者に返送し なければならない。

(前渡資金の精算等)

第52条 省略

- 2 資金前渡担任者は、前項の精算をするときは、精算調書 (様式第27号)に証拠書類を添えて支出命令者に提出してしなけ ればならない。
- 3 1月を超えて継続して支払う経費の資金前渡を受けた資金前渡 担任者は、前2項の規定にかかわらず、毎月、前渡資金出納計算 書(様式第28号)に証拠書類を添えて翌月5日までに支出命令者 に提出しなければならない。この場合において、前渡資金に係る 当該年度の最終の前渡資金出納計算書を提出するときは、当該前 渡資金出納計算書及び精算調書 により精算しなければなら ない.

4・5 省略

現金出納簿の記帳) (

第53条

担任者は、現金出納簿に前渡資金の出納を記帳しなければならな

(概算払の精算)

第57条 省略

- 2 支出命令者は、前項の規定による精算書の提出があつたとき | 2 支出命令者は、前項の規定による精算書の提出があつたとき は、その内容を検査するとともに、精算調書
 - を作成し、当該支出負担行為の関係書類を添えて直ちにこれ らを会計管理者又は室長に送付しなければならない。ただし、精 算と同時に最終の支払を行う場合は、支出命令書をもつて精算調 に代えることができる。 書
- 3 省略

第58条 削除

(誤払金等の戻入手続)

- するときは、支出負担行為決議書兼返納調書により戻入の決定を しなければならない。この場合において、支出負担行為決議書兼 返納調書は、第40条に規定する書類とみなす。
- 2 支出命令者は、前項の規定による戻入の決定をしたときは、支 │ 2 支出命令者は、前項の規定による戻入の決定をしたときは、戻 出負担行為決議書兼返納調書を会計管理者又は室長に送付しなけ ればならない。
- 3 支出命令者は、第1項の規定による戻入の決定をしたときは、 会計管理者又は室長の審査を経た後、返納通知書 (様式

は、支出決議書若しくは支出負担行為書兼決議書又は戻入決議書 (様式第25号)に法定控除金内訳書 兼通知書 (様式第26号)を添付しなければならない。

(支出負担行為に関する確認)

第48条 省略

2 会計管理者又は室長は、前項の規定による確認の結果支出をす ることができないと認めたときは、当該支出決議書又は支出負担 行為書兼決議書 にその理由を付して支出命令者に返送し なければならない。

(前渡資金の精算等)

第52条 省略

- 2 資金前渡担任者は、前項の精算をするときは、前渡資金精算書 (様式第27号)に証拠書類を添えて支出命令者に提出してしなけ ればならない。
- 3 1月を超えて継続して支払う経費の資金前渡を受けた資金前渡 担任者は、前2項の規定にかかわらず、毎月、前渡資金出納計算 書(様式第28号)に証拠書類を添えて翌月5日までに支出命令者 に提出しなければならない。この場合において、前渡資金に係る 当該年度の最終の前渡資金出納計算書を提出するときは、当該前 渡資金出納計算書及び前渡資金精算書により精算しなければなら
- 4・5 省略

(前渡資金整理簿及び現金出納簿の記帳)

- 第53条 支出命令者は、資金前渡担当者に資金前渡をしたとき、及 び精算をしたときは、前渡資金整理簿に記帳しなければならな い。ただし、職員に支給する給与に係るものについては、この限 りでない。
- 1月を超えて継続して支払う経費の資金前渡を受けた資金前渡 2 1月をこえて継続して支払う経費の資金前渡を受けた資金前渡 担任者は、現金出納簿に前渡資金の出納を記帳しなければならな

(概算払の精算)

第57条 省略

- は、その内容を検査するとともに、概算払精算書(様式第28号の 2)を作成し、当該支出負担行為の関係書類を添えて直ちにこれ らを会計管理者又は室長に送付しなければならない。ただし、精 算と同時に最終の支払を行う場合は、支出決議書をもつて概算払 精算書に代えることができる。
- 3 省略

(概算払整理簿の記帳)

第58条 支出命令者は、概算払をしたとき、及び概算払の精算をし たときは、概算払整理簿に記帳しなければならない。ただし、旅 費については、この限りでない。

(誤払金等の戻入手続)

- **第64条** 支出命令者は、令第159条の規定により誤払金等の戻入を │**第64条** 支出命令者は、令第159条の規定により誤払金等の戻入を するときは、戻入決議書兼通知書 により戻入の決定を しなければならない。この場合において、戻入決議書兼通知書 は、第40条に規定する書類とみなす。
 - 入決議書兼通知書 を会計管理者又は室長に送付しなけ ればならない。
 - 3 支出命令者は、第1項の規定による戻入の決定をしたときは、 会計管理者又は室長の審査を経た後、納入通知書(戻入)(様式

第32号)を納入義務者に送付して納入の通知をしなければならな

(直接払)

第66条 省略

2 会計管理者又は室長は、指定金融機関をして債権者に直接現金 で支払をさせるときは、領収書と引換えに支払番号札(様式第33 号)を債権者に交付し、支出命令の書類に支払番号を記入して当 該指定金融機関に送付しなければならない。

3 • 4 省略

(法定控除金等の支払)

- 他別に定めるものの支払をするときは、会計管理者にあつては支 払指示書及び支払証 (様式第41号の2)に、室長にあつては 支払証 に納付書等を添えて指定金融機関又は指定代理金融機 関に送付しなければならない。
- 2 省略

(支払済の表示)

第73条 会計管理者又は室長は、支払済となつた支出命令書等又は │ **第73条** 会計管理者又は室長は、支払済となつた支出負担行為書及 支出負担行為決議書兼支出命令書等 には、日付の表示 のある支払済の印を当該書類 に押印しなければな らない。ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについて は、支払年月日を記録した電磁的記録をもつて、当該支払済印の 押印とみなす。

(収入・支出日計表の作成)

第74条 会計管理者又は室長は、毎日の支払済額について会計別に 収入・支出日計表 を作成しなければならない。

(給与等の支出負担行為の整理)

等(報酬

を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2 項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理すると きは、給与支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作 成しなければならない。

2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与支出負担行為書及 び 報酬(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の うち臨時補助員の報酬を除く。)

に係る支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼 支出命令書には、給与明細表(様式第46号)を添付しなければな らない。

(恩給の支出命令等)

第87条 支出命令者は、恩給の支出命令をするときは、第43条第2 項に規定する債権者内訳書 に代えて恩給支出内訳書を、隔地払 の方法によるものにあつては3部、口座振替の方法によるものに あつては2部添付しなければならない。

(恩給の支出命令書等の送付期限)

第34号)第34条第1項に規定する恩給の支出命令書及び支出負担 行為の関係書類を、恩給支払開始の日の8日前までに、会計管理 者に送付しなければならない。

(恩給の支払手続)

するときは、同条の規定により領収書を受け取る前に、受給者に 恩給証書を提示させ、支出命令の書類と照合しなければならな 第32号)を納入義務者に送付して納入の通知をしなければならな

(直接払)

第66条 省略

- 2 会計管理者又は室長は、指定金融機関をして債権者に直接現金 で支払をさせるときは、領収書と引換えに支払番号札(様式第33 号)を債権者に交付し、支出決議の書類に支払番号を記入して当 該指定金融機関に送付しなければならない。
- 3 4 省略

(法定控除金等の支払)

第72条 会計管理者又は室長は、源泉徴収した所得税、電話料その 第72条 会計管理者又は室長は、源泉徴収した所得税、電話料その 他別に定めるものの支払をするときは、会計管理者にあつては支 払指示書及び払込依頼書(様式第41号の2)に、室長にあつては 払込依頼書に納付書等を添えて指定金融機関又は指定代理金融機 関に送付しなければならない。

2 省略

(支払済の表示)

び支出決議書等又は支出負担行為書兼決議書等には、日付の表示 のある支払済の印を当該書類の支払済印の欄に押印しなければな らない。ただし、旅費の支出の集中処理業務に係るものについて は、支払年月日を記録した電磁的記録をもつて、当該支払済印の 押印とみなす。

(歳出日計表の作成)

第74条 会計管理者又は室長は、毎日の支払済額について会計別に 歳出日計表(様式第42号)を作成しなければならない。

(給与等の支出負担行為の整理)

- **第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与 │**第78条** 支出負担行為担当者は、第39条の規定にかかわらず、給与 等(報酬及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 の給与を除く。次条、第102条第2項、第103条及び第112条第2 項並びに別表第4において同じ。)の支出負担行為を整理すると きは、給与支出負担行為書(様式第44号)を支出科目の目別に作 成しなければならない。
 - 2 支出負担行為担当者は、前項に規定する給与支出負担行為書並 びに報酬(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の うち臨時補助員の報酬を除く。)及び同条第1項第2号に掲げる 職員の給与に係る支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書

には、給与明細表(様式第46号)を添付しなければな らない。

(恩給の支出命令等)

第87条 支出命令者は、恩給の支出命令をするときは、第43条第2 項に規定する支出決議内訳書に代えて恩給支出内訳書を、隔地払 の方法によるものにあつては3部、口座振替の方法によるものに あつては2部添付しなければならない。

(恩給の支出決議書等の送付期限)

第88条 支出命令者は、愛媛県恩給給与規則(昭和32年愛媛県規則 │第88条 支出命令者は、愛媛県恩給給与規則(昭和32年愛媛県規則 第34号)第34条第1項に規定する恩給の支出決議書及び支出負担 行為の関係書類を、恩給支払開始の日の8日前までに、会計管理 者に送付しなければならない。

(恩給の支払手続)

第89条 会計管理者は、第66条に規定する方法により恩給の支払を │第89条 会計管理者は、第66条に規定する方法により恩給の支払を するときは、同条の規定により領収書を受け取る前に、受給者に 恩給証書を提示させ、支出決議の書類と照合しなければならな 61.

2 省略

(小切手の振出し等)

- を振り出すものとし、振出年月日の記載及び押印は、当該小切手 を受取人に交付するときにしなければならない。
- 2 省略

(定期預金の手続)

第105条 省略

2 会計管理者は、前項の規定による手続をしたときは、その翌日 (その日が指定金融機関等で出納を取り扱わないときは、その取 り扱う最初の日)までに、預金先金融機関から預金証書及び当該 預金の解約に関する請書その他の必要な書類等を徴さなければな らない。

(更正)

- 第112条 歳入徴収者又は支出命令者は、年度、会計又は科目の更 │第112条 歳入徴収者又は支出命令者は、年度、会計又は科目の更 正を必要とするときは、歳入の場合にあつては更正決議書(歳 入) (樣式第57号)
 - に、歳出の場合にあつては更正決議書(歳出)(様式第57 号の2)に関係書類を添えて会計管理者又は室長に送付しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、支出命令者は、給与等に係る年度、 会計又は科目の更正を必要とするときは、更正決議書(歳出)に 給与等更正科目内訳書(様式第57号の3)及び関係書類を添え て、会計管理者に送付しなければならない。
- 3 省略

(歳入歳出外現金等の受入れ手続)

- 第116条 保管金等出納通知者及び会計管理者等は、歳入歳出外現 第116条 保管金等出納通知者及び会計管理者等は、歳入歳出外現 金等の受入れをするときは、収入の例によりしなければならな い。ただし、受入れの決議及び通知は歳入歳出外現金保管決議書 (様式第61号)によるものとする。
- 2 公金振替により受入れをする歳入歳出外現金については、当該 公金振替に係る支出負担行為決議書及び支出命令書並びに支出負 担行為決議書兼返納調書を歳入歳出外現金の受入れの決議書及び 通知書とみなす。

(歳入歳出外現金等の払出し手続)

- 第119条 保管金等出納通知者及び会計管理者等は、歳入歳出外現 金等の払出しをするときは、支出の例によりしなければならな い。ただし、払出しの決議及び通知は歳入歳出外現金払出決議書 (様式第62号)によるものとする。
- 2 公金振替により払出しをする歳入歳出外現金については、当該 公金振替に係る支出負担行為決議書及び支出命令書又は支出負担 行為決議書兼支出命令書並びに支出負担行為決議書兼返納調書を 歳入歳出外現金の払出しの決議書及び通知書とみなす。

(歳入歳出外現金整理簿等の記帳)

- **第122条** 保管金等出納通知者は、歳入歳出外現金等の受入れ又は │**第122条** 保管金等出納通知者は、歳入歳出外現金等の受入れ又は 払出しをしたときは、その都度歳入歳出外現金整理簿(執行機関 用)又は保管有価証券受払簿に記帳しなければならない。
- 2 会計管理者又は室長は、歳入歳出外現金等の受入れ又は払出し をしたときは、その都度歳入歳出外現金整理簿(会計課用・出納 機関用)又は保管有価証券出納簿に記帳しなければならない。

(県営住宅敷金の名義変更手続)

61.

2 省略

(小切手の振出し等)

第92条 会計管理者又は室長は、<u>支出命令</u>の書類に基づいて小切手 | 第92条 会計管理者又は室長は、支出決議の書類に基づいて小切手 を振り出すものとし、振出年月日の記載及び押印は、当該小切手 を受取人に交付するときにしなければならない。

(定期預金の手続)

第105条 省略

2 会計管理者は、前項の規定による手続をしたときは、即日

、預金先金融機関から預金証書及び当該 預金の解約に関する請書その他の必要な書類を徴さなければな らない。

(更正)

- 正を必要とするときは、歳入の場合にあつては調定更正決議書兼 通知書(様式第57号)又は収納更正決議書兼通知書(様式第57号 の2)に、歳出の場合にあつては更正決議書兼通知書(様式第57 号の3)に関係書類を添えて会計管理者又は室長に送付しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、支出命令者は、給与等に係る年度、 会計又は科目の更正を必要とするときは、更正決議書兼通知書に 給与等更正科目内訳書(様式第57号の4)及び関係書類を添え て、会計管理者に送付しなければならない。

(歳入歳出外現金等の受入れ手続)

- 金等の受入れをするときは、収入の例によりしなければならな 11.
- 2 公金振替により受入れをする歳入歳出外現金については、当該 公金振替に係る支出負担行為書及び支出決議書並びに戻入決議書 を歳入歳出外現金の受入れの決議書及び 兼通知書 通知書とみなす。

(歳入歳出外現金等の払出し手続)

- 第119条 保管金等出納通知者及び会計管理者等は、歳入歳出外現 金等の払出しをするときは、支出の例によりしなければならな
- 2 公金振替により払出しをする歳入歳出外現金については、当該 公金振替に係る支出負担行為書及び支出決議書又は支出負担行為 書兼決議書並びに戻入決議書兼通知書

歳入歳出外現金の払出しの決議書及び通知書とみなす。

(歳入歳出外現金出納簿等の記帳)

- 払出しをしたときは、その都度歳入歳出外現金受払簿
 - 又は保管有価証券受払簿に記帳しなければならない。
- 2 会計管理者又は室長は、歳入歳出外現金等の受入れ又は払出し をしたときは、その都度歳入歳出外現金出納簿

又は保管有価証券出納簿に記帳しなければならない。

(県営住宅敷金の名義変更手続)

第124条 保管金等出納通知者は、愛媛県県営住宅管理条例(昭和|第124条 保管金等出納通知者は、愛媛県県営住宅管理条例(昭和

35年愛媛県条例第15号)第17条第8項の承認の通知があつたとき は、歳入歳出外現金整理簿(執行機関用)にその旨を記帳し、直 ちに訂正書(歳入歳出外現金項目訂正)(様式第70号)を会計管 理者又は室長に送付しなければならない。

2 会計管理者又は室長は、前項の規定による名義変更決議書兼通 知書の送付を受けたときは、歳入歳出外現金整理簿(会計課用・ <u>出納機関用)</u>にその旨を記帳しなければならない。

(銀行突合表の作成等)

第183条 会計管理者は、毎月、<u>銀行突合表(歳入)</u>(様式第85 号)、銀行突合表(歳出)(様式第86号)及び銀行突合表(歳入 歳出外現金) (様式第86号の2)を作成し、公金対照表と 照合して確認しなければならない。

(収入及び支出の証拠書類)

- 第186条 証拠書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 収入の場合にあつては、調定決議書、愛媛県収納済通知書 その他収入の基礎又はその事実を証する書類
- (2) 支出の場合にあつては、支出負担行為決議書、支出負担行為 決議書兼支出命令書、支出命令書、契約書、請書、見積書、請 求書、委任状、領収証書その他支出の基礎又は事実を証する書

(公金の出納)

- 第198条 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の 各号に掲げる書類(以下「納入に関する書類」という。)のいず れか又は納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記 録に基づかなければ、公金を収納してはならない。
- (1)~(7) 省略
- (8) 返納通知書
- 2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は室長が 発行した小切手その他次の各号に掲げる書類のいずれかに基づか なければ、公金を支出してはならない。
- (1) 省略
- (2) 支出命令の書類
- (3)~(9) 省略

ならない。

3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、返納通知書 より公金を収納したとき(指定金融機関において収納代理金融機 関から誤払金等の愛媛県収納済通知書の送付を受けたときを含 む。)は、歳出金に戻入をしなければならない。

(指定金融機関等の収納手続)

- 第200条 指定金融機関等は、公金を収納したときは、納入に関す を除く。以下この条において同 る書類(返納通知書 じ。)を速やかに取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代 理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に、収納代理 取扱店にあつては収納代理総括店に送付しなければならない。
- 2 収納代理総括店は、納入に関する書類に基づいて日別の収納集 計表(様式第90号の2)を3部作成し、うち2部を愛媛県収納済 通知書に添えて直ちに会計管理者が指定する取扱店に送付すると ともに、当該収納集計表に係る収納金を当該取扱店に払い込まな ければならない。
- 3 前項の取扱店は、同項に規定する収納金を受領したときは、収 3 前項の取扱店は、同項に規定する収納金を受領したときは、収 納集計表に領収の印を押し、愛媛県収納済通知書 に添えて速やかに総括店に送付しなければ

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあ ↓ 4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあ

35年愛媛県条例第15号)第17条第8項の承認の通知があつたとき は、歳入歳出外現金受払簿 にその旨を記帳し、直 ちに名義変更決議書兼通知書 (様式第70号)を会計管 理者又は室長に送付しなければならない。

2 会計管理者又は室長は、前項の規定による名義変更決議書兼通 知書の送付を受けたときは、歳入歳出外現金出納簿

にその旨を記帳しなければならない。

(歳入月計表の作成等)

第183条 会計管理者は、毎月、歳入月計表 (様式第85 号)、歳出月計表 (様式第86号)及び歳入歳出外現金・ 基金所属現金月計表(様式第86号の2)を作成し、公金対照表と 照合して確認しなければならない。

(収入及び支出の証拠書類)

- 第186条 証拠書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 収入の場合にあつては、調定決議書兼通知書、領収済通知書 その他収入の基礎又はその事実を証する書類
 - (2) 支出の場合にあつては、支出負担行為書、支出負担行為書兼 決議書、支出決議書、契約書、請書、見積書、請 求書、委任状、領収証書その他支出の基礎又は事実を証する書

(公金の出納)

- 第198条 指定金融機関等は、納入通知書、納税通知書その他次の 各号に掲げる書類(以下「納入に関する書類」という。)のいず れか又は納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記 録に基づかなければ、公金を収納してはならない。
 - (1)~(7) 省略
 - (8) 納入通知書(戻入)
- 2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、会計管理者又は室長が 発行した小切手その他次の各号に掲げる書類のいずれかに基づか なければ、公金を支出してはならない。
 - (1) 省略
 - (2) 支出決議の書類
 - (3)~(9) 省略
- に 3 指定金融機関又は指定代理金融機関は、納入通知書(戻入)に より公金を収納したとき(指定金融機関において収納代理金融機 関から誤払金等の領収済通知書 __の送付を受けたときを含 む。)は、歳出金に戻入をしなければならない。

(指定金融機関等の収納手続)

- 第200条 指定金融機関等は、公金を収納したときは、納入に関す る書類(納入通知書(戻入)を除く。以下この条において同 じ。)を速やかに取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代 理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に、収納代理 取扱店にあつては収納代理総括店に送付しなければならない。
- 2 収納代理総括店は、納入に関する書類に基づいて日別の収納集 計表(様式第90号の2)を3部作成し、領収済通知書
 - に添えて直ちに会計管理者が指定する取扱店に送付すると ともに、当該収納集計表に係る収納金を当該取扱店に払い込まな ければならない。
- 納集計表に領収の印を押し、1部は収納代理総括店に交付し、他 の2部は領収済通知書に添えて速やかに総括店に送付しなければ ならない。

つては前項の規定により送付された<u>愛媛県収納済通知書</u>及び収納 集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表(様式第91号)を 2 部作成し、1 部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納 集計表に添えて保管し、他の1 部は<u>愛媛県収納済通知書</u>並びに総 括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金 等振込通知書(様式第92号)及び収納集計表を添えて速やかに会 計管理者又は室長(地方税法の規定による徴収金並びに特別法人 事業税に係る徴収金及び地方法人特別税については、地方局長) に送付しなければならない。

5・6 省略

(直接払の手続)

- 第207条 指定金融機関は、債権者から支払番号札を提示して支払 の請求があつたときは、第66条第2項の規定により送付を受けた 支出命令の書類と照合して支払をしなければならない。
- 2 指定金融機関は、第66条第4項の規定により直接払実績表の送付を受けたときは、前項に規定する<u>支出命令</u>の書類及び支払番号札を会計管理者又は室長に送付しなければならない。
- 3 省略

(直接払実績表及び支払済通知書の作成)

第220条 主管取扱店又は代理主管取扱店は、会計管理者又は室長から送付を受けた支出命令の書類、支払通知書又は支払指示書に基づいて当日の直接払実績表及び支払済通知書を作成し、即日直接払実績表にあつては会計管理者又は室長に、支払済通知書にあっては会計管理者に提出しなければならない。

(日計表の作成等)

- 第220条の2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、誤払金等を収納したときは返納通知書 を、隔地払に係る支払を行つたときは送金通知書を、取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に速やかに送付しなければならない。
- 2 収納代理取扱店は、誤払金等の返納金を収納したときは、<u>返納</u> <u>通知書</u>を収納代理総括店に速やかに送付しなければならない。
- 3 収納代理総括店は、<u>返納通知書</u> に基づいて日別の収納 集計表を3部作成し、<u>うち2部は愛媛県収納済通知書</u>に添えて直 ちに第200条第2項の取扱店に送付するとともに、当該収納集計 表に係る返納金を当該取扱店に払い込まなければならない。
- 4 前項の取扱店は、同項に規定する返納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、愛媛県収納済通知書

_____に添えて速やかに総括店に送付しなければ ならない。

- 5 省略
- 6 総括店及び代理総括店は、第1項及び前項に規定する返納通知書、送金通知書、直接払実績表、支払指示書、公金振替書、直接払公金振替書及び支払取消指示書(以下「支出に関する日計表作成に要する書類」という。)並びに総括店にあつては第4項の規定により送付された愛媛県収納済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表を2部作成し、1部は支出に関する日計表作成に要する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は愛媛県収納済通知書、公金振替済通知書、直接払公金振替済通知書、支払取消済通知書及び総括店にあつては収納集計表を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

つては前項の規定により送付された領収済通知書 及び収納 集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表(様式第91号)を 2 部作成し、1 部は納入に関する書類及び総括店にあつては収納 集計表に添えて保管し、他の1部は<u>領収済通知書</u> 並びに総 括店にあつては国庫金等の振込みに係るものがあるときは国庫金 等振込通知書(様式第92号)及び収納集計表を添えて速やかに会 計管理者又は室長(地方税法の規定による徴収金並びに特別法人 事業税に係る徴収金及び地方法人特別税については、地方局長) に送付しなければならない。

5・6 省略

(直接払の手続)

- 第207条 指定金融機関は、債権者から支払番号札を提示して支払 の請求があつたときは、第66条第2項の規定により送付を受けた 支出決議の書類と照合して支払をしなければならない。
- 2 指定金融機関は、第66条第4項の規定により直接払実績表の送付を受けたときは、前項に規定する<u>支出決議</u>の書類及び支払番号 札を会計管理者又は室長に送付しなければならない。
- 3 省略

(直接払実績表及び支払済通知書の作成)

第220条 主管取扱店又は代理主管取扱店は、会計管理者又は室長から送付を受けた支出決議の書類、支払通知書又は支払指示書に基づいて当日の直接払実績表及び支払済通知書を作成し、即日直接払実績表にあつては会計管理者又は室長に、支払済通知書にあつては会計管理者に提出しなければならない。

(日計表の作成等)

- 第220条の2 指定金融機関又は指定代理金融機関は、誤払金等を収納したときは納入通知書(戻入)を、隔地払に係る支払を行つたときは送金通知書を、取扱店及び主管取扱店にあつては総括店に、代理取扱店及び代理主管取扱店にあつては代理総括店に速やかに送付しなければならない。
- 2 収納代理取扱店は、誤払金等の返納金を収納したときは、<u>納入通知書(戻入)</u>を収納代理総括店に速やかに送付しなければならない。
- 3 収納代理総括店は、納入通知書(戻入)に基づいて日別の収納 集計表を3部作成し、領収済通知書 に添えて直 ちに第200条第2項の取扱店に送付するとともに、当該収納集計 表に係る返納金を当該取扱店に払い込まなければならない。
- 4 前項の取扱店は、同項に規定する返納金を受領したときは、収納集計表に領収の印を押し、1部は収納代理総括店に交付し、他の2部は領収済通知書に添えて速やかに総括店に送付しなければならない。
- 5 省略
- 6 総括店及び代理総括店は、第1項及び前項に規定する納入通知書(戻入)、送金通知書、直接払実績表、支払指示書、公金振替書、直接払公金振替書及び支払取消指示書(以下「支出に関する日計表作成に要する書類」という。)並びに総括店にあつては第4項の規定により送付された領収済通知書及び収納集計表に基づいて本庁及び各地方局別に日計表を2部作成し、1部は支出に関する日計表作成に要する書類及び総括店にあつては収納集計表に添えて保管し、他の1部は領収済通知書、公金振替済通知書、直接払公金振替済通知書、支払取消済通知書及び総括店にあつては収納集計表を添えて会計管理者又は室長に送付しなければならない。

7・8 省略

(証拠書類の保存)

- **第225条** 指定金融機関等は、次に掲げる証拠書類を年度経過後5 **第225条** 指定金融機関等は、次に掲げる証拠書類を年度経過後5 年保存しなければならない。ただし、第2号に掲げる領収書その 他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなけれ ばならない。
- (1) 納入通知書、払込書、収納に係る公金振替書及び直接払公金 振替書並びに支払指示書、預金通知書、納入通知書(国庫支出 金等)、証紙売却代金払込書、その他収納に係る証拠書類
- (2) 小切手、直接払実績表、支払指示書、支払に係る公金振替書 (2) 小切手、直接払実績表、支払指示書、支払に係る公金振替書 及び直接払公金振替書、支払取消指示書、返納通知書
 - ___、領収書その他支払に係る証拠書類
- (3) 省略

別表第1(第37条関係)

		支出負担		支出負担 必要な3	旦行為に Eな書類	支出負担行 為決議書又
		行為とし	支出負担			は支出負担
X	分	て整理す	行為の範	割 45 0	支出決	行為決議書
		る時期	囲	契約の	定のと	兼支出命令
		20 Hd 340		とき。	き。	晝に付記す
						る主な事項
省略						

別表第2(第37条関係)

		支出負担	支出負担		旦行為に <u>Eな</u> 書	支出負担行 為決議書又 は支出負担
区	分	て整理する時期	行為の範 囲	契約のとき。	支出決定のとき。	行為決議書 兼支出命令 書に付記す る主な事項
省略						

別表第4(第78条、第226条関係)

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
歳入整理簿(執行機	歳入の調定、過誤納	省略
<u>関用)</u> (様式第103	金の払戻しの決議、	
号)	年度、会計又は科目	
	の更正、未収入金の	
	繰越し、不納欠損の	
	整理等をしたとき及	
	び愛媛県収納済通知	
	<u>書</u> 、領収済額取消通	
	知書等の送付を受け	
	たとき。	
省略		
歳入整理簿(会計課	過誤納金の払戻しを	省略
用・出 納 機 関 用)	したとき及び <u>調定決</u>	
(様式第105号)	議書、更正決議書	
	(歳入)、愛媛県収	
	納済通知書	

7・8 省略

(証拠書類の保存)

- 年保存しなければならない。ただし、第2号に掲げる領収書その 他支払に係る証拠書類については、年度経過後10年保存しなけれ ばならない。
- (1) 納入通知書、払込書、収納に係る公金振替書及び直接払公金 振替書並びに支払指示書、預金通知書、国庫金等収納通知書
 - _、証紙売却代金払込書、その他収納に係る証拠書類
 - 及び直接払公金振替書、支払取消指示書、納入通知書(戻 <u>入)</u>、領収書その他支払に係る証拠書類
- (3) 省略

別表第1(第37条関係)

区分	र्भ	支出負担 行為と理 の も も も も も も も も も り も り も り り も り も り	支出負担 行為の範 囲		型行為に Eな書類 支出 出 の と	支出負担行 為書又は支 出負担行為 書兼決議書
		O 11/1 (1)		٥٥.	き。	_に付記す
						る主な事項
省略						

別表第2(第37条関係)

区分	支出負担 行為とし	支出負担 行為の範		担行為に 3 もな書	支出負担行 為書又は支 出負担行為 書兼決議書
	て整理する時期	囲	契約の とき。	支出決定のとき。	に付記す を主な事項
省略					

別表第4(第78条、第226条関係)

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
収入整理簿	歳入の調定、過誤納	省略
(様式第103	金の払戻しの決議、	
号)	年度、会計又は科目	
	の更正、未収入金の	
	繰越し、不納欠損の	
	整理等をしたとき及	
	び 領収済通知書	
	、領収済額取消通	
	知書等の送付を受け	
	たとき。	
省略		
歳入簿	過誤納金の払戻しを	省略
	したとき及び <u>調定決</u>	
(様式第105号)	議書兼通知書、調定	
	更正決議書兼通知	
	<u>書、収納更正決議書</u>	

소세 2 부 1	1/7 0 11	
	│———— │、領収済額取消	
	一	
	けたとき。	
省略		
歳出整理簿(執行機	省略	
関用) (様式第112		
号)		
歳出整理簿(会計課	支出、支出の取消し	省略
用・出 納 機 関 用)	等をしたとき及び誤	
(様式第113号)	払金等の愛媛県収納	
	済通知書、更正決議	
	書(歳出)等の送付	
	を受けたとき。	
省略		
歳入歳出外現金整理	省略	
簿(執行機関用)		
(樣式第117号)		
省略		
	省略	
簿(会計課用・出納		
機関用)(様式第		
120号)		
_ = **I		

	l	
	兼通知書、領収済通	
	知書、領収済額取消	
	通知書等の送付を受	
	けたとき。	
歳入総括簿(様式第	歳入簿の月計をした	<u>会計管理者</u>
106号)	<u>とき。</u>	
前渡資金整理簿(樣	資金を前渡したとき	支出命令者
<u>式第107号)</u>	及び前渡資金の精算	
	<u>をしたとき。</u>	
概算払整理簿(様式	概算払をしたとき及	支出命令者
第108号)	び概算払の精算をし	
	たとき。	
 戻入整理簿(様式第	誤払金等の戻入をす	支出負担行為担
108号の2)	るとき。	当者
		□ □ 支出命令者
省略		
	/ La méz	
歳出予算執行整理簿	省略 	
(様式第112		
号)		
歳出簿	支出、支出の取消し	省略
	等をしたとき及び誤	
(様式第113号)	払金等の領収済通知	
	書、更正決議書兼通	
	<u>知書等</u> の送付	
	を受けたとき。	
歳出総括簿(様式第	歳出簿の月計をした	<u>会計管理者</u>
114号)	<u>とき。</u>	
省略		
歳入歳出外現金受払	省略	
簿		
(様式第117号)		
省略		
歳入歳出外現金出納		
海		
(様式第		
120号)		
総括歳入歳出外現金	 歳入歳出外現金出納	会計管理者
出納簿(様式第121	薄の月計をしたと	
号)	<u> </u>	
省略		

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

樣式第3号(第14条、第15条、第186条、別表第4関係) 調定決議書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主幹
執 行								出納			
機関	部長本部長	局 長警務部長	課長	課長補佐主幹	田	議	事務担当者	機関	口	議	審査担当者
				調	定法	央 議	書				
幸	執行機関										
左	声 度			調定	番号					収納種別	J
	予算種別			略科	Image: control of the						
5	会 計										
	款 項										
	目										
	節										
Ē	調定額					調定年	月日		年	月	目
		Le									
	呐入義務	百 ·									
糸	讷付目的										
扌	商要										
	予算計上記 各科目名	果									

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 調定の人数が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 会計管理者等が現金を直接収納したものについては、摘要欄に「現金収入」と 記入すること。
 - 4 調定の変更で、調定を減額するものは様式の名称の横に(減額)と記入し、調定を増額するものは同様に(増額)と記入すること。

別紙

			内	訳	書		
内訳 番号		納入義務	者		納付目的	金	額
 頁	年度	執行機関	決 議	番 号			
		2	2 7 119/4	· · •	合計		

		+11月01												万 43	
式第4号	(第14条、	第15条関係	系) 徴	収決定外	卜誤納 調	定命令決	議書								
	知事	副知	事総	務部長	局長	妻 課	長	主幹	:			会計 管理		課長	主幹
執											出				
行											納				
機関	部長 本部長	局 警務部		課長	課長補 主 阜		口	議		F務 当者	機 関			議	審査 担当者
渕											渕				
			徵	文収決	定定	外誤網	内謂	定命	令決	議	書				
執行	機関							更正	. 月						
年 度			決	議番	号										
		亙	更正前								更	正後			
金額	-	· 14 III	mみ か	н				金額	→ <i>k</i> -k	11	nu Li	mみ イゾ	ы		
年 度	丁 昇	種別	略 科					年 度	予算	. 種	万山 1	略 科	日		
会 計							=	会 計							
款								款							
項								項							
目								目							
節								節							
執行	機関	既 決 議	番号	収納	種別	収支区分	}	執行相	幾関	既涉	き議	番号	収剂	納種別	収支区分
予 算	計上	課			I		寸	5 算 i	計上	課			l		
略科目															
歳入日								衰入日 又納日							

注 決裁欄は、適宜変更すること。

樣式第7号(第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係) 納入通知書

(表)

※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。

詳細については、裏面をご覧ください。

愛媛県会計管理者

帳票区分

3 3

納入者氏名

(住所等非表 示払込書)

発行機関

納付

番号

納期限

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

納付

金 額

確認

納付

領収日付印

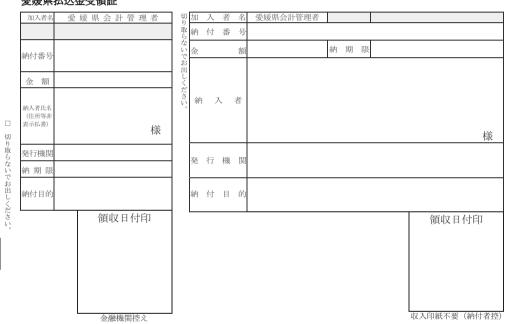
愛媛県控え

愛媛県財務 愛媛県収納済通知書 通常払料金加入者負担

通常払込料金加入者負担

愛媛県納入通知書兼領収証書

愛媛県払込金受領証



- 注1 用紙寸法は、愛媛県収納済通知書においては縦114.5 ミリメートル、横125 ミリメートルとし、愛媛県払込金受領証においては縦114.5 ミリメートル、横55.2 ミリメートルとし、愛媛県納入 通知書兼領収証書又は愛媛県納付書兼領収証書においては縦114.5 ミリメートル、横116.8 ミリメートルとすること。
 - 2 再発行の場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書を愛媛県納付書兼領収証書に改め、愛媛県納入通知書兼領収書欄の上部余白に「 年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」 と朱書すること。
 - 3 調定の増額による場合は、愛媛県納入通知書兼領収証書又は愛媛県納付書兼領収証書の上部余白に「更正増額」と朱書すること。
 - 4 納入場所は、「銀行店、会計管理者等」の例により記入すること。
 - 5 延滞金を徴収することになつている収入についてはその徴収する場合及び根拠条例を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第229条第1項に掲げる分担金等であるときは行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に規定する事項を余白部分に記入すること。
 - 6 歳入歳出外現金等の受入れに使用する場合は、帳票区分の欄に歳入歳出外現金等の区分を記入すること。

(納付の場所)

○全国の店舗で納付できる金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

○愛媛県内の店舗で納付できる金融機関

伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会 (指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ 払い込むことができます。)

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行

百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

(ご注意)

- ・指定納付期限を過ぎた納付書では納付できない場合があります。
- ・金融機関の統廃合により名称等が変更される場合があります。
- ・領収者控は、払込の証明になるため、受領後、大切に保管してください。

(お問い合わせ先)

7790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁

電話 089 (941) 2111 (代表)

受付時間 平日 (開庁日) 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日 年末年始はお休みとなります。

※担当課へお繋ぎします。

様式第11号(その3)を様式第11号(その4)とし、様式第11号(その2)を様式第11号(その3)とし、様式第11号(その1)の%に次のように加える。	て

※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。

詳細については、裏面をご覧ください。

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

愛媛県財務 愛媛県収納済通知書 通常

3 3

納入者氏名(住所等非表示好込書)発 行 機 関要媛県控え

通常払込料金加入者負担

愛媛県払込金受領証

 収納通知書・払込書

 加入者名
 愛媛県会計管理者

 納付番号
 金額

 総入者氏名 (住所等非典 示私込書)
 様

 発行機関 納期限
 納付目的

 領収日付印

金融機関控え

愛媛県領収証書

1	7.	老	夂	悉経				
		番	号	交 级 不				
			額		納期	限		
納	Į	(者					様
	行	機	関					194
]	付	Ħ	的					
								領収日付印
	内	付かって	付 番 内 入 行 機	付番 号 額 内 入 者 行機 関	付番 号 額 内 入 者 行 機 関	付番号 額 納期	付番号 額 納期限 A 入者	付番号 額 納期限 A 入者

- 注1 用紙寸法は、愛媛県収納済通知書においては縦 114.5 ミリメートル、横 125 ミリメートルとし、愛媛県払込金受領証においては縦 114.5 ミリメートル、横 55.2 ミリメートルとし、愛媛県領収 証書においては縦 114.5 ミリメートル、横 116.8 ミリメートルとすること。
 - 2 本庁各課にあつては、本庁各課別に払い込むこと。
 - 3 歳入歳出外現金等の受入れに使用する場合は、帳票区分の欄に歳入歳出外現金等の区分を記入すること。

(納付の場所)

○全国の店舗で納付できる金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

○愛媛県内の店舗で納付できる金融機関

伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ

払い込むことができます。)

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫

愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

(ご注意)

・指定納付期限を過ぎた納付書では納付できない場合があります。

- ・金融機関の統廃合により名称等が変更される場合があります。
- ・領収者控は、払込の証明になるため、受領後、大切に保管してください。

(お問い合わせ先)

₹790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁

電話 089 (941) 2111 (代表)

受付時間 平日 (開庁日) 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝日 年末年始はお休みとなります。

※担当課へお繋ぎします。

様式第12号(第26条、第225条関係) 納入通知書(国庫支出金等)

(表)

※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。

詳細については、裏面をご覧ください。

番号

納期限

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

愛媛県財務 愛媛県収納済通知書 愛媛県会計管理者 金 額 納付 確認 納付

納付

3 3

帳票区分

領収日付印 納入者氏名 (住所等非表 示払込書) 発行機関 愛媛県控え

区分

愛媛県払込金受領証

爱媛県納入通知書兼領収証書

加入者名	愛媛県会計管理者	切り	加	入	者	名	愛媛県会計管理者						
		取ら	納	付	番	号							
纳付番号		取らないでお出しください	金			額		紗	期间	Į.			
金 額		出しくだ											
納入者氏名 (住所等非表 示払込書)	様	たさい。	納	j	N,	者							ł .
発行機関												,	様
n 期 限			発	行	機	関							
呐付目的			納	付	目	的							
	領収日付印										領収	日付印	
											収入印紙不		

注 用紙寸法は、愛媛県収納済通知書においては縦114.5ミリメートル、横125ミリメートルとし、愛媛県払込金受領証においては縦114.5ミリメートル、横55.2ミリメートルとし、愛媛県納入通知書 兼領収証書においては縦114.5ミリメートル、横116.8ミリメートルとすること。

(納付の場所)

○全国の店舗で納付できる金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

○愛媛県内の店舗で納付できる金融機関

伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ

払い込むことができます。)

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫

愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行

百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

(ご注意)

・指定納付期限を過ぎた納付書では納付できない場合があります。

・金融機関の統廃合により名称等が変更される場合があります。

・領収者控は、払込の証明になるため、受領後、大切に保管してください。

(お問い合わせ先)

7790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁

電話 089 (941) 2111 (代表)

受付時間 平日 (開庁日) 午前8時30分から午後5時15分まで

※土目祝日 年末年始はお休みとなります。

※担当課へお繋ぎします。

様式第17号の 2 から	様式第21号の 2 までを次 <i>α</i>	りように改める。		

様式第17号の2 (第32条関係) 戻出命令決議書

	知]事	副知事	総務部長	局長	Ī,	課長	Ē	È幹			会計 管理者	課長	主主	幹
執											出				
行 機 関		『長 部長	局長 警務部長	課長	課長神主		口	韻	É	事務担当者	納機関	□	議	審注担当	
				戻	出	命	令	Ħ	7	議書	Ė				
執行	行機	関							戻	出命令年	月日				
予算	算計。	上課		<u> </u>					戻	出額					
年	度算			戻出決 略科目		号			シ	ステム区	分				
会					1				支	払予定日	3				
耖	Ż								支	払日					
項	Į												年	月	日
	l														
質	j														
相	手方													支払番号	赤札
支	払方	法													
支	払内	容													
揺	第 要	ī													
			と領収しまし 十管理者(出		年 様										
氏	名						印								

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 調定の人数が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 還付事由については、簡潔に記載すること。

別紙

		戻 出	命 令	内	訳書	
内訳 番号		相	手 方			戻 出 額
頁	年度	執行機関	決議番号			
					合計	

樣式第18号(第32条関係) 過誤納金充当命令決議書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹	<u> </u>			計里者	課長	主幹
執行								出				
機関	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹		議	事 担当			口	議	審査 担当者
			過	誤納金	念充当	命令	決議	書				
		執行机				更正日						
年 度	Ê	<u> </u>	央 議 番	F 号								
		更正	前 ———					更	正後			
金額年度		重別略	科目			金 額 年 度 予 算 種 別 略 科 目						
会 討	-	I				会計	会 計					
款						款						
項						項						
目												
節						節						
執行	機関既	決議番	号収納	種別収	支区分	執行権	幾 関 .	既決議	養番 号	収	納種別	収支区分
予算	章 計 上 請		予算計上課									
略科	目											
歳入 収納		歳入日 収納日										

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 充当事由及び充当方法を、簡潔に余白に記載すること。

様式第19号(第33条関係)	不納欠損登録票

		1	1						۸۵۱				
-	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主幹		
執								出					
行								納					
機	部長本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	議	事務 担当者	機	口	議	審査 担当者		
関	本即及	言物即以		工 轩			15 3 1	関			担当有		
		_	Z	<i></i>	上口	3 %	Λ⇒		F				
L	[不 納	欠	損	登	録	正力					
-	行機関												
予算	算計上課												
調	訂定決議番	号											
			会計										
不	納欠損処	Ŀ分日 	款										
%rl-	1 #B 7日		項										
	期限												
#7	(目										
首	促状発付	午月 日	節										
	T												
内	訳件数	件	不納欠損	額									
納													
入													
義務													
者													
揺	摘 要												
1114	不納欠損理由												

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 納入義務者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 不納欠損となるに至つた経過を詳細に余白に記載すること。

別紙

				債	務	者	内	訳	書	
執行	機関			年度	訓	間定決請	養番号			ページ
内訳		•	納	入	義	務	者			不納欠損額
							合	言	<u> </u>	
							口	Ē	ı	

様式第20号(第35条、第74条関係) 収入・支出日計表

収入・支出日計表 年度 基準年月日(歳入日·支払日) 単位:円 収入済額 公金振替額(歳入) 収入更正増額 公金振替額(歳出) 歳出戻入額 支出更正增額 会 計 等 歳入戻出額 県税戻出額 支出済額 収支残額 (歳外→歳外) 収入更正減額 (歳外→歳外) (更正分) 支出更正減額 (更正分) 合計 特別会計

- 注1 支出済額の欄には、支出命令書(様式第22号)等の金額の総額を記入すること。
 - 2 歳出戻入額の欄には、支払取消済通知書(様式第96号の4)及び返納金の愛媛県収納済通知書の金額を記入すること。

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主幹
執行								出納			
機 関 -	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	議	事務 担当者	機関	口	議	審査 担当者
		支	出 :	負 担	行	為	 		書		
汍 彳	方機 関				(予算記	十上課)
					(令達元	Ē)
年度	F E	予算			決議	 番号	略和	斗目 4	 等		/
会計		1 .			1		出負担行			年月日	
款						支	出負担	且行	計為額	Į	
頁											
節						7A. 14	art.				
細節 事業						残る	貝 目 ĵ	節			
为訳							事	業			
	相手方 支払方法										
	契約方法										
	支出区分	資金	前渡	概算払	前金	企 払	部分払				
	目 的										
	摘 要										
		テム区分コ	ード								
	施行番号										

2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。

1119

			債	権者	内	訳	<u></u>	
内訳 番号		債	権者	等				支出負担行為額
頁	年 度	執行機	関	央 議 番	号	合言	H	

様式第21号の2 (第39条、第42条、第43条、第46条 第48条、第73条、第78条、第119条、第186条、別表第1、別表第2関係) 支出負担 行為決議書兼支出命令書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主幹
執行								出納			
機関	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	П	議	事務 担当者	- 機 関	口	議	審査 担当者
大								因			
			支出負	担行為	為決議	書兼支	え 出命令	書			
執	行機関					(予算計	上課				
						(人)去一)
						(令達元	1)
年月			決議番号 烙科目等				支出負担征	行為。	及び支出	命令年月	月日
会計		I					支出負担	行為	及び支出	命令額	
款							控 除(振	き 替)額		
項目							差引支	払	額		
English							支払予	定	E E		
節 細質	i						支払日				
事業							残 額			年	月日
内部	5							目質事業			
相	手方								`	支	払番号札
支	区払方法										
	区出区分 区払内容										
指	商 要										
施	运行番号										
住	愛媛県会	を領収しま 計管理者	-	年)様	月	日					
氏	名				印						

- 注1 支出負担行為として整理する時期を支出決定のとき又は請求のあつたときとす る経費で、支出負担行為と支出命令の金額及び控除額が同一であり、かつ、債権 者本人に対して支払をするものに限り、使用すること。
 - 2 決裁欄は、適宜変更すること。

様式第21号の3(第40条関係)	支出負担行為変更決議書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主幹
執								出			
行機	部長	局長	課長	課長補佐	□	議	事務	納機	□	議	審査
関	本部長	警務部長	株文	主幹	쁘	-	担当	者関	<u> </u>	一 一	担当者
		支 出	負	担行	為	変	更	決 詰	義書		
幸	执 行 機 阝				(予算計	十上課)
					(令達元	i)
年	三度	予算	<u> </u>		決	議番号		略和	<u> </u>)
会計		1 1 21					負担征		更(予定)年月	日
款						支	出負	担行	為変見	更額	
項						亦	再 盐	A 妬			
目								金額			
節細質	<u>~</u>					変	更 後	金額			
事業						残	額	目	節		
内部	5										
]手方								業		
11	ョナク										
支	7払方法										
±:	n 44 - 1- 14-										
<u>茅</u>	2)約方法										
支	で出区分	資金前渡	概算	算払 i	前払金	部分扣	4				
F	的										
指	商 要										
但	別システ	ム区分コー	- F								
施施											

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 支出負担行為の額を減額する場合は、支出負担行為変更額の欄の数字の先頭に △を表示すること。

				債 権	者	内	訳	書									
内訳 番号		債	権	者	等				支	出	負	担	行	為	変	更	額
頁	年 度	執行機	. 関	決諱	養番	号	合	計									

	令和 5 年11月 6 日	愛	媛	県	報	第457号
Γ	様式第22号及び様式第23号を次のように改める。					
ı	塚式第22号及び様式第23号を次のように改める。					
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						
ı						

樣式第22号(第42条、第43条、第45条、第47条、第48条、第57条、第73条、第88条、第116条、第119条、第186条、様式第20号、様式第42号、様式第50号関係) 支出命令書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主	幹			会計 管理者	課長	主	幹
執行									出納				
機	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	1311	義	事務 担当者	機	回	議	審担当	査
関								_ , , , , ,	関				
				支 出	命	令	•	書					
執	行機 関					(予算	章計.	上課				,	\
						(令)	幸元)
F-1	<u></u>	→ k/k*		\\ \h_=	** 4 1			m& 4	71 H	h-h-		,)
年月会計	1	予算		次	議番号		幸		科目 合 f	等 F 月 日			
款								出命					
項							控	除(振	替)額			
目							差	引支	払奢	頂			
節							支	払 予 %	定:	1			
細節事							支	払 日			年	月	日
77							未	払 額			1	71	
内記													
木	目手 方										3	支払番	号札
] =	反払方法												
支	で出区分												
支	で払内容												
指	商 要												
		ム区分コー	ード										
	三日の 今年	と 全 一	1 +	F	П				個別]通番			
		を領収しま 計管理者(年 () 様	月	日							
自	三所												
B	名				印								

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 債権者が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 支払方法は、口座振替先金融機関名を記入すること。

様式第23号 (第4	43条、第87条関係)	倩権者内訳書	

			ſ	責 権	者内	訳 書	
内訳 番号		債	権	者	等		
頁	年 度	執行機	製	 決 議	番号		
, -					· •	合 計	

Q483+11/10H	71-37 <u>-</u> 3
様式第24号の 2 から様式第27号までを次のように改める。	

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹			会計 管理者	課長	主草
執								出			
行								納			
幾 男 -	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	議	事務 担当者	機関	口	議	審担当
7)								K)			
				 支払	公取消	命令書	<u> </u>				
執 1	亍 機 関					(予算計	上課				`
						(令達元	-)
)
年度		予算			決議					П	
会計 款						オ	返 納	了加	7 年 月	月	
						返	納額				
項											
目節											
細質											
事業 内訴											
1 4 H/	`										
返	納人										
返	納理由	1									
支	出命令	書番号	•								
摘	要	Ē									

		知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹				会計 管理		課長	=	主幹
機関 部長本部長 警務部長 課長 課長補佐 主幹 担当者 機関 回議 事務 担当者 機関 支出負担行為決議書兼返納調書 (今達元 年度 予算 決議番号 略科目等 会計 兼返納命令年月日年月 該 返納額 更額 額 額 知書発行日年月 返納通知書発行日年月返納期限	執									出					
支出負担行為決議書兼返納調書 本部長 警務部長 株長 主幹 回識 担当者 関	行									納					
(予算計上課				課長		П	議					回諱	裳		審査!当
(予算計上課															
(予算計上課			支	 負 拝	 ! 行 為	 。決 諱	き書き	 兼 ù	 反 約	 丸	計書	<u> </u>			
年度 予算 決議番号 略科目等 会計 兼 返 納 命 令 年 月 日 年 月 款 返 納 額 項目 既 支 払 年 月 日 年 月 返 納 通 知 書 発 行 日 年 月 返 納 通 知 書 発 行 日 年 月 返 納 期 限				1 / 1-	- 14 //	, o C FJ				4 17	<u> </u>				
年度 予算 決議番号 略科目等 会計 兼 返 納 命 令 年 月 日 年 月 該納額 返納額 日 既 支 払 年 月 日 年 月 返納通知書発行日 年 月 返納通知書発行日 年 月 返納期限	執行	庁機関)
無返納命令年月日 款 返納額 返納額 既支払年月日 您納通知書発行日 年月 返納期限							(令達)	Ī.)
(本) 年月 (表) 返納額 (項) 既支払年月日 (財) 年月 (返納通知書発行日年月) 年月 (返納期限	年度	: :	予算			決議	番号		略和	斗目4	等				
返納額 要	会計	-	1			'	= 7	東 返	納	命~	令 年	月		月	F
原 目 既支払年月日 年月 返納通知書発行日 年月 返納期限	款						,	E 44	松 石						
既支払年月日 年月返納通知書発行日年月返納期限	項						1	区剂	頟						
年 月 海節 事業 年 月 返 納 通 知 書 発 行 日 年 月 返 納 期 限								旡 支	払	年	月日				
###														月	F
事業 返納期限	細節						j	区 納	通	知	善 発	行		月	E
内武 年 月							ì	反納	期	限			·		
	门訳												牛	月	F
		(am													
	返	納理由													
返納理由	支	出命令書	番号												
返納理由 支出命令書番号	摘	要													
支出命令書番号															
支出命令書番号															
支出命令書番号															

注 決裁欄は、適宜変更すること。

				返	納	者	内	訳	書	
内訳 番号		返	納	義	務		者			返 納 金 額
頁	年度	執行核	幾関	決	議番	:号			= 1	
								合	計	

144 15 444		
棟式第26号	(第47条関係)	控除内訳書

			控除内	訳書	
内訳 番号		控 除 (振	長替) 先		控除 (振替) 額
頁	年度	執行機関	決議番号	合計	

様式第27号(第52条.	第57条関係)	精算調書
スチャカム・コ (、カンとハハ		,	作开则目

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主	幹			会計 管理者	課長	È	三幹
執									出				
行機関	部長 本部長	局長警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	證	É	事 務 担 当 者	納機関	口	議		F査 当者
				精	算 i	周	書						
執	行機関				(-	予算	計上	課					\
					(-	令 追	幸 元)
年月子第			中議番号 各科目等				精	算命令年	三月日	1	年	月	日
会計						\neg	精	算 結	果客	頁			
款						\dashv	既	受 領	額				円
項							ماسال	hohe stare					
目節						L		算額	宁 口	1			円
細領事業							又	払予		1			
内記							既	支 払	年月	目	年	月	日
相	手方												
	区出区分												
	区払内容												
· 技	別刹	番号 我関係書類 全前渡担任		精算確認	思します。					年 月	日		
	所属職		氏名	Z					印	I			

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
 - 2 債権者の人数が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
 - 3 別紙及び証拠書類を添付すること。

内部 番号 科 目 等 支 出 命 令 額					精	算	科	目	内	訳	書	
	内訳 番号			科	目		等					支出命令額
頁 年度 執行機関 決議番号 合 計	頁	年度	執行機	関		決請	養番号	7		合言	+	

令和 5 年11月 6 日	愛	媛	県	報	第457号
様式第28号の 2 を削る。					
様式第32号を次のように改める。					

様式第32号(第64条、第198条、第200条、第220条の2、第225条、様式第25号関係) 返納通知書

(表)

※この納入通知書は県内の金融機関等でお支払いできます。

詳細については、裏面をご覧ください。

※本票は、直接機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

 愛媛県財務
 愛媛県収納済通知書

 加入者名
 金額

 かける
 確認 番号

 帳票区分
 納付目的

通常払込料金加入者負担

爱媛県返納通知書兼領収証書

愛媛県払込金受領証

取納付番号	
\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac{1}2\) \(\frac^	
納付番号 額 納 期 限	
新付番号	
金額	
前人者氏名	
(住所等非表 □ 示私込書)	
様	様
財発行機関 スターク 投票 田	
納期限	
数	
<u>え</u>	仅日付印
金融機関控之 収入印紙	不要(納付者控)

- 注1 用紙寸法は、愛媛県収納済通知書においては縦 114.5 ミリメートル、横 125 ミリメートルとし、愛媛県払込金受領証においては縦 114.5 ミリメートル、横 55.2 ミリメートルとし、愛媛県返納通知書兼領収証書においては縦 114.5 ミリメートル、横 116.8 ミリメートルとすること。
- 2 納入場所は、「 銀行 店、会計管理者等」の例により記入すること。
- 3 再発行の場合は、愛媛県返納通知書兼領収証書の欄の上部余白に「 年 月 日 再発行」と、その他の欄の上部余白に「再発行」と朱書すること。

(納付の場所)

○全国の店舗で納付できる金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

○愛媛県内の店舗で納付できる金融機関

伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ

払い込むことができます。)

愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫

愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行

百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

観音寺信用金庫

(ご注意)

・指定納付期限を過ぎた納付書では納付できない場合があります。

- ・金融機関の統廃合により名称等が変更される場合があります。
- ・領収者控は、払込の証明になるため、受領後、大切に保管してください。

(お問い合わせ先)

7790-8570

愛媛県松山市一番町4-4-2 愛媛県庁

電話 089 (941) 2111 (代表)

受付時間 平日 (開庁日) 午前8時30分から午後5時15分まで

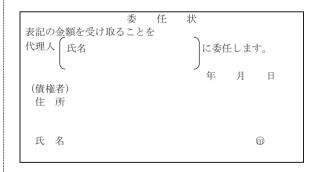
※土日祝日 年末年始はお休みとなります。

※担当課へお繋ぎします。

様式第36号(その1)

	(表)	
郵 便 は が き	送 金 通 知 書	問合せ先 金額及び経費の内容について詳しくお知りになりたい場合は、下記ま で御照会ください。
	債権者 住所 氏名 経費の内容 支払番号 受取場所 受取金額 年度 区分 上記の金額を、この通知書と引換えに上記の受取場所においてお	○経費の内容欄が税金関係の場合○経費の内容欄が税金関係以外の場合経費の内容欄に記載されている本庁各課(地方機関)まで御照会ください。
年度 区分 番号 愛媛県 (出納局) 〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2 内側に送金通知書があります。	受け取りください。 年 月 日	注意事項

代理人がお受け取りになる場合は、債権者が次の委任状に代理人の 氏名を記入の上、署名又は記名押印をしてください。なお、その際、 領収書欄には、署名又は記名押印をしてください。



- 注1 用紙寸法は、縦152ミリメートル、横310ミリメートルとすること。
 - 2 受取場所が指定金融機関又は指定代理金融機関の場合に使用すること。

様式第41号の2	(第72条関係)	支払証
カンショー コック ム	(<i>7</i> 0 / 4 <i>/</i> 1 / 5 / 1 / 1	X 1/4 III.

	支 払 🏻	証	支払番号
年度		支払の相手方	
会 計			様
支払年月日			
支払金額		左記の金額について, 別添納付書等により 払い込んでください。	
出納機関		愛媛県指定金融機関	様
支払内容		愛媛県会計管理者(出納室長)	13X
通知番号			印

注 緊急払の場合は、上部余白に「(緊急払)」と記入すること。

4.H2.±11/10.H		N1-21 -J
#*************************************		
様式第42号を次のように改める。		
樣式第42号 削除		
様式第44号を次のように改める。		

	年 度 年 月	分 給 与 支 出	出負担行為書			予算主管 ア第主管課	No
扶養手当 地域手当地 株養額特別 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	管理職手当 初任給調整 超過勤務 休 日 給 產 教 手 当	住居手当 通勤手 管宿日直手等 災害派遣手当 期末手	当 単身赴任 日額特勤 管理特勤 普及手当 動勉手当		期 共済介護 共済福祉 共済福祉 財形貯蓄 互助会掛金 食料 健康保険料 厚生年金深険	: 共済長期 共済弁済金 拉 五財会償還金 公舎貸付料 共済診療所 所 得 税	整除額計 差引支給額 年末調整 再差引支給額
扶養手当地域手当	管理職手当 初任給調整	住居手当通勤手	当 単身赴任 日額特勤	総支給額計 共済短	期 共済介護 共済福祉	共済長期 共済弁済金 哲	些除額計 差引支給額 年末調整
							再差引支給額
4X 54 10 10 AL ALL 1 =		XIME I - MIN I -	300 /62 1 -1			1 2018/2017/1 10 10	
予算差引	残額					年月	B
料報	酬職員手当等	支出項			支出負	•	
(費用弁償) 共 済	費						
	扶養手当 地域手当 月 額 特 勤 特 へ き 地 教 員 特 別 定 通 手 当	扶養手当 地域手当 管理職手当 初任給調整 将	接養手当地域手当管理職手当初任給調整 住居手当通宿期末手当衛期末手当衛務特別 定通手当 管理職手当 初任給調整 住居手 当通宿期末手 到 有	扶養手当 地域手当 管理職手当 初任給調整 住居手当 通動手当 単穿理特別 東京	扶養手当 地域手当 管理職手当 初任給調整 住居手当 通動手当 単身赴任 日額特勒 給支給額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統額計 投資系統 投資 投資 投資 投資 投資 投資 投資 投	大業手当 地域手当 管理順手当 初任給調整 住 居 手当 通動手当 單身 赴 任 日 額 特 動 給 与 等 医外侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧	年 度 月分 給 与 支 出 負 担 行 為 書 接

樣式第44号 (第78条関係) 給与支出負担行為書

様式第44号(その1)

6A F:	支出科目	l = 1°															
会計		1 1	事頁				年 度 年 J	月分 ^給	与 支 出	1 負 担	行 為 書				予算コ	主管課ード	予算主管課 No
所 属コード	職員	手 当	等	支出総額	期末手当	勤勉手当	支給額計	共済短期労働保険	男 共 済 介 護 料 健康保険料	共済福祉厚生年金保険料	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄	所 得	税控	除額計	- 差引支給額
		\sim	\sim	~~~ ~~~	~~		~~~					~~~		~~~		~~~	
4 目 計		. 手 当	等	支出総額	期末手当	勤勉手当	支給額計	共済短期	井 済 介 護	共済福祉	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄	所 得	税控	除額計	差引支給額
		費倒蛤						労働保険料	健康保険料	厚生年金保険計							
	担短期	負担金種 共済負担策 共済負担が	豆期		算差引	残額 共済費		給与 支出 科目					支出負	担行為として 係		月 日 係	
		共済負担補						科目目									

様式第46号 (第78条、	第82条、	第83条関係)	給与明細表
様式第46号(その1)		

		紿	1	与		明		細		表	Ē				年月	变		 年		 分		庁各		名				No.	
(京	款))	ı		項)				(目)											(封	地方機						1	
				-	支		給	ì		額	T					控			除	ı		額							
					職	員	手	当	等	-	<u> </u> 	,	— 			組 :期	<u>合</u> 		所	住	労	健	厚生	船		控	ᆇᆱ	受	
wet.l.		- L.	給 料									短	介	福	掛	金	掛				働	康	年	員		除	差引		tti. In
職	E	毛 名								計	支給計	期	護	祉	厚生	退兴	金		得	民	保	保	金	保		額		領	備考
			(報酬)	手	手	手	手	手	手			掛	掛	掛	厚生年金保険	退職等年金					険	険	保険	険		領計	支給額	印	
				当	当	当	当	当	当			金	金	金	険	金	計		税	税	料	料	料	料		ΠΙ			
\sim	_	~~																\sim					~			\sim			~~~
\sim		<u>~~</u>		\bigcap	\bigcap	\sim	\bigcap	\sim	\sim	\sim		$\widetilde{\mathbb{H}}$	\bigcap	\sim		\bigcap	\bigcap	\bigcap	\sim		$\widetilde{\mathbb{H}}$		\sim	\sim	\bigcap	\sim		$\widetilde{\mathbb{H}}$	
					俘	長	f	L系	-	L 上記	 のとおり支	■ 支払る	 を終 [*]	了し 了し	たの	」) で #	 	しまっ	L す。		<u> </u>			<u> </u>				1	
											<u>/</u>	年	月	日									6A F	<i>\/f</i> → ∧	عد ہد	÷ ↓□ <i>1</i> -	r ∃r.		
																						;	稻与	·)	≥前渡		士者 氏名		

様式第46号(その2)

職員番号名名料養子当地域手当物人主地域手当衛用	第二口座 法定外控除 見 金	受領印
		~~~

	年	月分				明	細	表			予算主管	課コード	所 属	- F	所	属 名	No.		所課校長	0	精算する	5。 全前渡	年	系る支払を了 月 日 <u></u> <u></u> 日
職員番号 名	給 料	給料加算額	i 扶養手当	地域手当	合 計	期末率	期末手当	勤勉手当	債権差押	支給額計課税対象額	共済短期労働保険	共済介護 厚生年金	共済福祉	共済長期	共済弁済	財形貯蓄	所 得 税	控除額計	差引支	給額第	第一 口座 第三 口座	第二口座 現 金	法定外控除	受領印
~~ ~~	$\sim$			$\sim$		$\sim$			$\sim$	~~	$\sim$		$\sim$	$\sim$	~				$\sim$	___\	<u>~</u>			~~ —

様式第46号(その3)

会計 常	英出科目コー 項 目	事項				年年	度月分	給 与 支	出 決 議	書					予算主管課コード	予算主管	課	No	
所 属 コード	給 料酬職員手当等旅費(費用弁償)	支出総額	扶 養 手 特 別	地特定・世地当地当地当地当地当地当	管理職手当 超 避 動 手 当 務 当	初任給調整 休 日 給 児 童 手 当	住居手当夜勤手当炎害派遣手当	通 勤 手 当宿日直手当期 末 手 当	単身赴任勤	日額特勤普及手当	給 与 等 総支給額計	共済短期 警察物資 労働保険料 住 民 税	共済介護 財形貯蓄 健康保険料	共済福祉 互助会掛金 厚生年金紹幹	共済長期 互助会償還金 共済診療所	共済弁済金 公舎貸付料 所 得 税	控除額計	差引支給額	年末調 東
· · ·			~~~	~~~		~~~	~~~			~~~			~~	~~	~		~~	~	
																	<u> </u>		
	給 料 報 酬	支出総額	扶養手当月額特勤	地域手当特へき地	管理職手当 超過 勤 務			通勤手当	単身赴任管理特勤	日額特勤	総支給額計	共済短期	共済介護財形貯蓄	共済福祉 万助会掛金	共済長期 互助会償還金	共済弁済金 公舎貸付料	控除額計	差引支給額	年末調惠
科目計	職員手当等				産教手当						-	労働保険料		厚生年金保険料					17 左 升入和1

負担金種別	負担金種別
共済負担短期	共済負担短期
MH MI MAN	XIA XIEALA
共済負担介護	共済負担介護
共済負担福祉	共済負担福祉
74/154-4111	7(01)2(1)-1111111
共済負担長期	共済負担長期

旅費(費用弁償)

共済費 (負担)

	予	算	į	差	引	3	浅	額	Į		
給		料	報			酬	職	員	手	当	等
旅費	(費用弁	償)	共	済		費					

給与	款	
支出	項	
科目	目	

		4	年	月	日			年	月	日
支出	の命	令を1	する。			支出負担	行為を確認	する。支	出して	こよい。
	係	長		係		課長	主幹	係長		係

住民税

鯫

## 様式第47号(その2)

	支出科目コード 歌 項 目 事項												予算	主管課ード	予算主	管課		No
太川 月	M G D FR				年	度 月分	給 与 支	出決議	書				1	. 1				
所 属コード	職員手当等	支出総額	期末手当	勤勉手当	支給額計	共済短期労働保険料	共 済 介 護 健康保険料	共済福祉 厚生年金保険料	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄	所 得 税	控	除	額	計	差引	支給額
~~ —									~~~ ~~~					~~~ 	<u>~~</u>	~\ <u>`</u>	<u>~~</u>	~~~ —
	職員手当等	支出総額	期末手当	勤勉手当	支給額計	共済短期	共済介護	共済福祉	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄	所得税	控	除	額	計	差引	支給額
斗目 計		支出総額	期末手当	勤勉手当	支給額計			共済福祉 厚生年金保険料	共済長期	共済弁済金	財形貯蓄	所 得 税	控	除	額	計	差引	支給額
					] ]	労働保険料			共済長期	共済弁済金	財形貯蓄		-					
負担金	共済費(負担金)	予	算 差 引	残額		労働保険料			共済長期	共済弁済金	支出4	年の命令をす	う る。	月 日		担行為を征	年	月で出してよい。
共済負	共済費(負担金)	予	算 差 引			労働保険料			共済長期	共済弁済金	支出4	年	う る。				年	月
負担金 共済負 共済負	共済費(負担金)	予	算 差 引	残額		労働保険料 給与 款 支出 項			共済長期	共済弁済金	支出4	年の命令をす	う る。	月 日	支出負	担行為を征	年	月 (はしてよい。

## 樣式第57号(第112条、別表第4関係) 更正決議書(歳入)

	知事	副知事	総務部長	: 局長	課長	主幹				会計 管理者	課長	主幹	
執								L	Ц				
行機	部長	局長		課長補佐	族		事務		内			審査	
関	本部長	警務部長	課長	主幹	回	議	担当	老	支 目	口	議	担当者	
			 更	上 正	議	1	<u> </u> 						
執行						X HTX	=	=					
		T	у э <del>х</del> э	; _{[1} ]		更正	日		年	Ē,	月日		
年度	<u> </u>		決 議 前	<b>5</b> 号				更	正	: //			
金額	fil .	文 正	月リ			金額		文	11	1	文		
年度		種 別 略	科目				予算	種別	略	科 [	1		
会計						会 計							
款						款							
項						項							
目						目							
節						節							
執行	機関既	決議番号	号 収納	種別収支	区分	執行機	関即	上 決 議	番	号」	<b>収納種別</b>	収支区分	
予 第	計上	<del></del> 課	l	I		予算計上課							
略科	目名				略科目名								
					<u> </u>								

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
  - 2 数件を一括して、同一科目から同一科目へ更正するときは、1件ごとの明細 を記入した別紙を付して1葉に記入することができる。
  - 3 更正事由は、簡潔に記載すること。

別紙	
----	--

					更	正	内	訳	書			
内訳 番号				科		目				金	額	
		I						I				
頁	年 度	執	行 ‡	幾関	Ž	夬 議	番 号	合 計	<u> </u>			

### 様式第57号の2 (第112条、別表第4関係) 更正決議書(歳出)

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主	幹			会計 管理者	課長	主幹
執行									出納機			
執行機関	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	回	議	į	事務 担当者	機関	口	議	審査 担当者
								, , , , ,				
				正	決	諱	复	書				ı
幸	行機 関	Į				更	正左	<b></b> 月 日		F	П	П
年月	<b></b>	ŷh.≅	<b>至</b> 口.			更	E F	3		年	月	日
午/:	<b></b>		養番号							年		日
金額	預	更 』	三 前			金額		更	II	後		
年月		 草 種 別	ll ll	各科目等		年度	=	予算種	別	Н	各科目	等
会計	<u>i</u>					会計						
款						款						
項						項						
目						目						
節						節						
細						細節						
事						事業						
内	訳					内訳						
執行	- L 行機関 - L	既決議番号	収納種	別収	支区分	執行機	獎関	既決議	番号	収納	種別	収支区分
予	算計上	課				予算	:計	上課				
令	達 元					令 達	主元					
	相手方					<u> </u>						

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
  - 2 数件を一括して、同一科目から同一科目へ更正するときは、1件ごとの明細を 記入した別紙を付して1葉に記入することができる。
  - 3 更正事由は、簡潔に記載すること。

別紙

			更	正	内	訳	書			
内訳 番号			科	目				金	額	
頁	年 度	執行机	<b>幾</b> 関	 決	養番 号					
``		2.14		~ + H4)	•		合 計			

						糸	合 与	- 等	更	正 利	科	目 内	訳書										
更	正 日 整	理番号	更正元 項	本庁各	課名	予算主管		年度	会	<u></u>	更	更正先						元美更新正	算 差 合 料 截員手当等 共 済 費 合 料 截員手当等	<b>∃</b>   <u>₹</u>	F F F	1	
No.	節	細	節	細目	大事業	金千百一	1 122 -	r[=] ;	_	額	_	本庁各課名	予算主管課	年度	会計	計款	項	目	節	細	節	細目	大事業
				-		7 6	(息)		- D 十	目													
				-																			

様式第57号の3 (第112条関係) 給与等更正科目内訳書

受和5年11月6日	<u> </u>	<i>1</i> 42	ᅏ	<del></del>	<del>第45/</del> 亏
様式第57号の4を削る。					
様式第61号及び様式第62号を次のように改める。					
Ī					

### 樣式第61号(第116条関係) 歳入歳出外現金保管決議書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹	:			会計 管理者	課長	È	三幹
										1 任任日			
執行									出納				
機関	部長 本部長	局長 警務部長	課長	課長補佐 主幹	口	議		事務 担当者	機関	回	議		§査 当者
因									(天)				
			歳入	歳出紀	外現金	:保管	汐	快議書					
钟	行機関						保	管 決	議	年月日	年	月	日
初	11 1残   判										+	力 ——	Н
年度	Ŧ.	決議略					保	管 決	議名	類			
会計	-	L	I				納	入通知	書発	行年月		月	月
(款)	)						納	期限				刀 月	
(項)	)										年	月	日
(目)	)												
(節)	)												
紗	内 人												
紗	的付目的												
揺	要												

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
  - 2 納入者の人数が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
  - 3 会計管理者等が現金を直接収納したものについては、摘要欄に「現金収入」と記入すること。

別紙

			納	入者	首 内	訳	書			
内訳 番号		納	入	者				保	管	額
						T				
頁	年度	執行機関	決	·議番号	•	î	合計			

様式第62号(	(第119条関係)	歳入歳出外現金払出決議書

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主	幹			会計 管理者	課長	主幹
執 行 機 関	部長 本部長	局長警務部長	課長	課長補佐 主幹	П	證明	<b>É</b>	事務担当者	出納機関	口	議	審査担当者
		歳力	人歳!	出外	現 金	担	<u>,</u> Н	1 決 [	議	書		
執行	機関						払	出決議年	月日		年月	月
年度		決議略				[	払	出決議都	Ą			
会計							支	払予定	月		年月	] 日
(款)							払	出日			年月	
(目)							残	額				
(節)	 相手方											
	支払方法											
	支出区分 払出理由											
	摘 要											

- 注1 決裁欄は、適宜変更すること。
  - 2 債権者の人数が複数の場合は、内訳は、別紙に記入すること。
  - 3 支払先は、隔地払の取扱店又は口座振替先金融機関名を記入すること。

別紙

			債	権者	内	訳書	<u>t</u>			
内訳 番号		相	手	方				払	出	額
			T							
頁	年度	執行機関	決	議番号		合計				

## **樣式第70号**(第124条関係) 訂正書(歳入歳出外現金項目訂正)

	知事	副知事	総務部長	局長	課長	主幹				会計 管理者	課長	主幹
執 行 機	 部長	局長	3H F	課長補佐		÷÷	事	務	出納機		- <del>-</del>	審査
関 -	本部長	警務部長	課長	主幹	回	議		当者_	関	□	議	担当者
		計	L E 書	(歳入	.歳出タ	▶現₫	を項	目言	I I IE	()		
執行	機関				訂	正	Ħ					
年 度					L1	ш.	Н					
		訂正前	ήj					į	丁正	後		
金額		1		ı	金	額						
年 度	予算和	重 別 町	各科目		年	度	予 算	種	別	略科	目	
会 計					会	計						
(款)					()	款)						
(項)					(:	項)						
(目)					(	目)						
(節)					(1	節)						
	<u> </u> 議番号											

注 決裁欄は、適宜変更すること。

4413±11/10 H	71-27 -3
様式第84号から様式第86号の2までを次のように改める。	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	
1	

### 樣式第84号 (第182条関係) 税外諸収入報告書

税外諸収入報告書

年 月 日

愛媛県会計管理者 様

税務主管課長

年度 月分

<b>4</b> 3		П	調	定	額	収	入 済	額	不;	納欠	損 額	ılπ	7.	+:	7/ <del>2</del> *	<b>安</b> 否
科		Ħ	前 月 末 累 計	本月分	累計	前 月 末 累 計	本月分	累計	前月末	本月分	累計	収	入	未	済	額
延	滞	金														
過少	申告加	算金														
不申	告加	算金														
重	加算	金														
小		計														
滞紗	内 処 🤈	分費														
督 仮	2 手 多	数 料														
小		計														
合		計														

腳

様式第85号(	第183条関係)	銀行突合表(歳入)

通	l	明	細	出	納	会	計	会	計	名	収	,	入	済	額	戻		E	Ц	額	合		章		額
番	号	区	分	区	分	会 コー	ド	エ	日日	和	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計

继
157
咖

樣	式第8	5号(	第183	条関係	系)	銀行	突合表(歳	出)																	
	通	し		細		納		会	計	名	支		出	済	額			,	人	額			į	+	額
	番	号	区	分	区	分	コード	五	日	泊	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計

通	し	明	細	出	納	会 計 コード	会	計	名	受		フ		額	払		Н	4	額	差		弓	[	額
番	号	区	分	X	分	コード	五	日日	和	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計	本	月	分	累	計

鯫

撒

様式第96号の4中「、様式第42号」を削 様式第103号を次のように改める。	- 判る。

# **樣式第103号**(別表第4関係) 歳入整理簿(執行機関用)

										歳	入整	理簿						
												,				執行機	関	
		<b>₹</b>	라		目			内訳										
크기	対項	目	節	名	称	日付	決議番号	番号	区分	調定	額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	納期限	収納日	相手方	摘要

1 ) 及び同様式(その 2 ) 式第108号までを次のよう	<b>りょ)を</b> 同様式とする。	

### 様式第105号(別表第4関係) 歳入整理簿(会計課用・出納機関用)

									歳	入整	理簿								
志	以項	科節	名	称	日付	執	行 機	関	業務区分	区分	決議番号	内訳番号	予算現額	調	定	額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
									区刀			番り							

令和5年11月6日	<u> </u>	<b>Ж</b>	 <del></del>	<u> </u>
様式第106号から様式第108号まで 削除				
様式第108号の2を削る。				
様式第112号から様式第114号までを次のように改	める。			
	-			

脍	H	敕	班	簿
<b>万</b> 义	ш	正	灶	件

執行機関

-										1	r .		ı		77.	11   放  医
志	科         	節	細節	月 名称	日付	決議番号 (内訳番号)	区分	予算現額配当受額	配当替額令達	配当替受額 配当現在額(A)	支出負担行為済額 (B)	支出命令額 支払済額(C)	残額 (A)-(B) 残額 (B)-(C)	支払日	摘	要
-			디지									·				

**樣式第112号**(別表第4条関係) 歳出整理簿(執行機関用)

## 様式第113号(別表第4関係) 歳出整理簿(会計課用・出納機関用)

		歳出整理簿																
		科			the Contribution	業務			内訳	件	予算現額	支出負担行為済額	残額	支払済額	残額(A)-(B)			
志	項	目	節	細節	名称	日付	執行機関	区分		決議番号	番号	数	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	残額(B)-(C)	支払日

マからキログロ	 ~~	<u> </u>	ТІА	<del>第437</del> 与
	 	<u></u>		
様式第114号 削除				
様式第117号を次のように改める。				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
1				
ĺ				
,				

## **樣式第117号**(第122条、第124条、別表第4関係) 歳入歳出外現金整理簿(執行機関用)

## 歳入歳出外現金整理簿

執行機関

													\$\(1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1\1
	整 理 区 分				内訳		五十年	la electron	ath 1=1	課税対象			14
コード	名	称	日付	決議番号	番号	区分	受入額	払出額	残額	支給額	人員	相手方	摘要

様式第120号及び様式第121号を次のように改める。	

" <b>冰",205</b> (为122示、为124示、仍以为4点际) 成八成山八坑亚走迁海(云山际历 山)	<b>様式第120号</b> (第122条、	歳入歳出外現金整理簿(会計課用・出納	別表第4関係)	出納機関用)
---------------------------------------------------------	------------------------	--------------------	---------	--------

	歳入歳出外現金整理簿																	
整 理 区 分			区分	п.	±4.	166				内訳		+/ 11 4 <del>5</del>	7°-12 d555	課税対	象			
コ	ード			名称	日付	<b></b>	行	機	)	区分	区分	決議番号	番号	受入額	払出額	残額	支給額	人員
Ш	I																	
Ш	I																	
Ш																		

様式第121号 削除

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - (愛媛県会計規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則施行の際現にある第2条の規定による改正前の愛媛県会計規則様式第7号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。
  - (愛媛県証紙条例施行規則の一部改正)
- 3 愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<b>樣式第8号</b> (第13条関係)	<b>樣式第8号</b> (第13条関係)						
(その1)	(その1)						
省略	省略						
帳票区分 所属箇所 出納 会計 予算計上課 省略	帳票区分 所属箇所 出納 会計 予算主管課 省略						
省略	省略						
省略	省略						
注 省略	注 省略						
(その2)	(その2)						
省略	省略						
帳票区分 所属箇所 出納 会計 予算計上課 省略	帳票区分 所属箇所 出納 会計 予算主管課 省略						
省略	省略						
省略	省略						
注省略	注 省略						

- (愛媛県証紙条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則施行の際現にある前項の規定による改正前の愛媛県証紙条例施行規則第8号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

(愛媛県用品調達規則の一部改正)

5 愛媛県用品調達規則(昭和41年愛媛県規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(支出負担行為決議書の様式の特例)	(支出負担行為書 の様式の特例)
<b>第14条</b> 随意契約による用品の調達に係る <u>支出負担行為決議書</u> の様	<b>第14条</b> 随意契約による用品の調達に係る <u>支出負担行為書</u> の様
式については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の	式については、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の
規定にかかわらず、別に定める様式によることができる。	規定にかかわらず、別に定める様式によることができる。

#### ○愛媛県規則第46号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後

(県民環境部各課の所掌事務)

#### 第9条 省略

2~5 省略

- 6 環境・ゼロカーボン推進課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(10) 省略
- (11) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等 に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づくエネルギー管理

(12) ~ (16) 省略

に関すること。

7・8 省略

īF

(県民環境部各課の所掌事務)

#### 第9条 省略

- 2~5 省略
- 6 環境・ゼロカーボン推進課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(10) 省略
- (11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(昭和54年法律第49号)に基づくエネルギー管理 に関すること。

(12) ~ (16) 省略

7・8 省略

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### ○愛媛県規則第47号

愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 今和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 īF

(母子福祉資金の貸付けに関する調査)

取つたときは、速やかに母子福祉資金貸付申請書調査書(様式第 3号)により必要な調査を行わなければ

ならない。

(母子福祉資金のうち、母子修学資金の交付の停止及び減額)

**第13条** 知事は、令第11条の規定により、母子修学資金の貸付金の │ **第13条** 知事は、令第11条の規定により、母子修学資金の貸付金の 交付を停止し、又はその額を減額したときは、母子福祉資金貸付 休止決定通知書(様式第16号)又は母子福祉資金貸付金減額決定 通知書(様式第17号)によりその旨を当該貸付金の貸付を受けて いる者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金に係る違約金の不徴収願等)

#### 第16条 省略

2 知事は、前項の規定による違約金不徴収願を受け取つた場合に │ 2 知事は、前項の規定による違約金不徴収願を受けとつた場合に おいて、承認することを決定したときは母子福祉資金違約金不徴 収決定通知書 (様式第21号)により、承認しないことを決定 したときは母子福祉資金違約金不徴収不承認決定通知書(様式第 22号)により、それぞれその旨を当該母子福祉資金貸付金の貸付 けを受けた者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の償還金の支払猶予及び償還免除)

#### 第17条 省略

2 · 3 省略

- 4 地方局長は、第1項の規定による___ 償還免除の申請 があつたときは、20日以内に必要な調査を行い意見を付して当該 申請書を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定による申請書を受け取つた場合におい|5 知事は、第1項の規定による申請書を受けとつた場合におい て、支払猶予又は償還免除をすることを決定したときは母子福祉 資金償還金支払猶予決定通知書 (様式第24号)又は母子福祉

(母子福祉資金の貸付けに関する<u>調査等</u>)

- **第4条** <u>知事___</u>は、第3条第1項の規定による貸付申請書を受け **第4条** <u>地方局長</u>は、第3条第1項の規定による貸付申請書を受け 取つたときは、速やかに母子福祉資金貸付申請書調査書(様式第 3号)により必要な調査を行い、意見を付して当該書類を進達書 (様式第4号)により知事に提出しなければならない。
  - (母子福祉資金のうち、母子修学資金の交付の停止及び減額)
  - 交付を停止し、又はその額を減額したときは、母子修学資金交付 停止決定通知書(様式第16号)又は母子修学資金貸付減額決定通 知書 (様式第17号)によりその旨を当該貸付金の貸付を受けて いる者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金に係る違約金の不徴収願等)

#### 第16条 省略

おいて、承認することを決定したときは母子福祉資金違約金不徴 収承認決定通知書(様式第21号)により、承認しないことを決定 したときは母子福祉資金違約金不徴収不承認決定通知書(様式第 22号)により、それぞれその旨を当該母子福祉資金貸付金の貸付 けを受けた者に通知するものとする。

(母子福祉資金貸付金の償還金の支払猶予及び償還免除)

#### 第17条 省略

2 · 3 省略

- 4 地方局長は、第1項の規定による<u>支払猶予又は</u>償還免除の申請 があつたときは、20日以内に必要な調査を行い意見を付して当該 申請書を知事に提出しなければならない。
  - て、支払猶予又は償還免除をすることを決定したときは母子福祉 資金償還金支払猶予免除決定通知書(樣式第24号)

資金償還免除決定通知書(様式第24号の2)により、支払猶予又は償還免除をしないことを決定したときは母子福祉資金償還金支払猶予不承認決定通知書 (様式第25号)又は母子福祉資金償還免除不承認決定通知書(様式第25号の2)により、それぞれその旨を当該申請者に通知するものとする。

_____により、支払猶予又 は償還免除をしないことを決定したときは母子福祉資金償還金支 払猶予免除不承認決定通知書(様式第25号)____

___により、それぞれそ

の旨を当該申請者に通知するものとする。

様式第3号から様式第7号までを次のように改める。

樣式第3号(第3条関係) 母子福祉資金貸付申請書調査書

様式第3号(その1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する貸付用

年 月 日

## 母子福祉資金貸付申請書調査書

氏名       住所         母子及び父子 察第6 多事       取 歴         取入       円         家庭の状況       収入       円         家庭の状況       円         一名       中の出出       円         上方       月       月         一名       中       上         上方       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上         上       上       上		T T		
申 請 者     職業     (経験年数)       母子及び父子並びに法当実第の 事 ま     収入 円 ア 東		氏 名		
申請者     略歴       母子及び父子並びに 寡第の 名事 6 条事     収 入 円 家計費 円 そ支の他の出 差引額 円       収 入 円 家計費 円 そ支の他の出 差引額 円       尺電 扶養の事実     営業の状況       店舗の印象     立地 条件		住 所		
母子及び父子並びに 寡第 6 条 事 6 条 事 字     収 入 円 円 ア マ カ サ サ 円 円 下 乗 の 他 出	由 洼 耂	職業		(経験年数 )
収     入     円       家計費     円       その他の出 支の他出 差引額     円       児童扶養の事実     営業の状態       店舗の印象     立地条件     使用人人人				
収     入     円       家計費     円       その他の出 支の他出 差引額     円       児童扶養の事実     営業の状態       店舗の印象     立地条件     使用人人人	母子及び父子 寡 婦 福 第 6 条 の 事	- 並びに 社 法 該 当 実		
家庭の状況     その他の 支の他の 差 引 額     円       児童扶養の事実     営業の状態       店舗の印象     立地条件     使用人人人			収入	円
支     円       差 引 額     円       児童扶養の事実     営業の状態       店舗の印象     立地条件       位用人へ入	存成の小河		家 計 費	円
差引額       児童扶養の事実       営業の状態       店舗の印象       立地 条件       使用人 条件	多姓の仏仇		その他の 支出	円
の事実       営業の状態       店舗の印象     立地条件     使用人人人				円
店舗の印象     立地条件       大				
印象  4		営	業 の 状態	
				使 用 人
	印 象		条件	人
		収 入	支 出	差引利益
売上高 円 仕入原価 円			<b>仕入原価</b> 円	円
収     支       実     看       さの収入     営業費	収     支       実     績	その他 の収入	営業費	
<u></u>		計		

技能習得、修 学、転宅、就職 先 等 の 状 況	
貸付けの必要性	
償 還 能 力	
保証 人の信用状況	
法定代理人の状況	
総合意見	

## 様式第3号(その2) 児童に対する貸付用

年 月 日

# 母子福祉資金貸付申請書調査書

申請者の	氏 名					
	氏名					
	住所					
申請者を扶	職業				(経験年数	)
養している 女 子	略歴					
	並びに 祉 法 該 当 実					
		収		入		円
家庭の状況		家	計	費		円
		そ支	の他	の出		円
		差	引	額		円
児童扶養の事 実						

修学、就職先等 の 状 況	
貸付けの必要性	
償 還 能 力	
保証人の信用状況	
法定代理人の状況	
総合意見	

### 樣式第5号(第5条関係) 母子福祉資金貸付決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

## 母子福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金について、下記のとおり貸付を決定したので通知します。

記

貸付番号			·				
資金の種類及び種別	母子福	祉資金	金				
貸付金額	金		円	月額	金		円
利率							
貸付期間		年	月	から	年 月	まで	
据置期間		年	月	から	年 月	まで	
償還期間		年	月	から	年 月	まで	
償還方法				毎回	]の償還額		円
連帯借主	住所 氏名						
連帯保証人1	住所氏名						
連帯保証人2	住所						
備考							

担当

電話

## **樣式第6号**(第5条関係) 母子福祉資金貸付不承認決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

## 母子福祉資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の貸付については、下記の理由により 不承認とすることとしたので通知します。

記

資金の種類及び種別	母子福祉資金		
理由			
/生山			

担当 電話

## 樣式第7号(第6条関係) 母子福祉資金借用書

印紙税法第 5条により 印紙は必要 ありません

年 月 日

印

愛媛県知事

様

借主 住所

氏名

連帯借主 住所

氏名 印

法定代理人 住所 (親権者又は未成年後見人) 氏名

印

(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

# 母子福祉資金借用書

記

貸付決定番号									
資金の種類及び種別	母-	子福祉資金	金						
借用金額	金			円	月額	金		円	
利率									
借用期間		年	月	から		年 月	まで		
据置期間		年	月	から		年 月	まで		
償還期間		年	月	から		年 月	まで		
償還方法					毎回	の償還額		円	
備考									

上記の借入に係る借入元金、利子及び違約金について連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

(注)

- 1 借用金額は、訂正できません。
- 2 この証書に借主及び保証人 (法人にあつては法人の代表者及び連帯借主) の印鑑証明書を添付してください。

## **樣式第10号**(第9条関係) 母子福祉資金貸付継続決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

囙

# 母子福祉資金貸付継続決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の貸付継続については、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付番号											
資金の種類及び種別		母子	福祉資金								
借主氏名											
連帯借主氏名											
連帯保証人											
代什么妇	(新)	金			円	月額	金			円	
貸付金額	(旧)	金			円	月額	金			円	
利率											
   貸付期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
貝门朔间	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
据置期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
1/6 巨 797 [11]	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
   償還期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
貝坯케间	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
   償還方法	(新)					毎	回の償還	景額		円	
<b>原坯刀伝</b>	(旧)					毎	回の償還	景額		円	
備考											

# 樣式第11号(第9条関係) 母子福祉資金貸付継続不承認決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金貸付継続不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の貸付継続については、下記のとおり 不承認とすることとしたので通知します。

記

貸付番号											
資金の種類及び種別		母子福祉	业資金								
貸付金額	(新)	金			円	月額	金	È		円	
貝竹並領	(旧)	金			円	月額	金	È		円	
利率											
貸付期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
貝竹朔间	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
据置期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
16世 76 国	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
償還期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
[[ 逐朔	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
償還方法	(新)					毎[	回の償	還額		円	
[ 限壓力伝	(旧)					毎[	回の償	還額		円	
不承認の理由											
備考											

担当 電話

## **樣式第16号**(第13条関係) 母子福祉資金貸付休止決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金貸付休止決定通知書

年 月 日付けで提出のあつた母子福祉資金に係る休学届に基づき、下記のとおり貸付を休止することとしたので通知します。

記

貸付番号												
資金の種類及び種別		母子	福祉資	金								
連帯借主氏名												
貸付金額		金			円	月客	頂	3	金		円	
利率												
貸付期間			年	月	から		名	丰	月	まで		
貸付済金額		金		円		年	月	カゴ	ò	年	月	まで
貸付停止期間			年	月	から		ź	丰	月	まで		
据置期間			年	月	から		名	丰	月	まで		
償還期間			年	月	から		名	丰	月	まで		
償還方法						有	毎回の	償i	<b>還額</b>		円	
\+\#\\/\  == 1	住所											
連帯保証人1	п 6											
	氏名											
事無相對 1.0	住所											
連帯保証人2	叮. 夕											
/#: #z.	氏名											
備考												

# **樣式第17号**(第13条関係) 母子修学資金貸付減額決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

# 母子福祉資金貸付減額決定通知書

年 月 日付けで提出のあつた休学届に基づき 年 月から 年 月までの修学資金は月額 円に減額して交付します。

## 樣式第18号 (第14条関係) 母子福祉資金貸付停止決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに貸し付けている母子福祉資金については、下記のとおり貸付を停止しますので通知します。なお、既に貸付済の資金がある場合に、借主が償還をしない場合は、連帯保証人にお支払いいただくことになりますので、御承知おき願います。

記

貸付番号										
資金の種類及び種別	母子	福祉資金	金							
借主氏名										
連帯借主氏名										
貸付停止時期		年	月	から						
貸付停止理由										
貸付済額	金	F	円	年	月	から		年	月	まで
利率										
貸付期間		年	月	から		年	月	まで		
据置期間		年	月	から		年	月	まで		
償還期間		年	月	から		年	月	まで		
償還方法					毎回	団の償	景額		P	9
連帯保証人1	住所 氏名									
連帯保証人2	住所氏名									
備考										

## **樣式第19号**(第15条関係) 母子福祉資金貸付金一時償還請求書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金貸付金一時償還請求書

年 月 日付けであなたに母子福祉資金 資金を貸し付けましたが、次の事実は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第16条第 号の規定に該当するので次により貸付金を償還してください。

事実

貸付金の種別		ř	資金	貸付番号	
既貸付金額	金		円		
償還金額	金		円		
償還年月日		年 月	日		
償還場所					

## 樣式第20号 (第16条関係) 母子福祉資金違約金不徴収願

			+-	刀	Н
愛媛県知事	様				

# 母子福祉資金違約金不徴収願

年 月 日付けで 資金を借り受けましたが次の理由によつて償還金を支払期日 までに支払うことができなかつたので違約金を徴収しないようお願いします。

資金の種類及び種別				貸付番号	
	償 :	還 金 額		貸付番号	
支払遅延の	元金	利子	合計	償還予定期日	償還方法
賞 還 金	円	円	円		
支 払 可能年月日		年	月 日		
支払遅延の 理 由					

(注) 違約金不徴収願の事由を証する書類を添付のこと。

## 樣式第21号(第16条関係) 母子福祉資金違約金不徵収決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

囙

# 母子福祉資金違約金不徵収決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の違約金不徴収申請については、下記のとおり違約金の不徴収を決定したので通知します。

記

貸付番号				
資金の種類及び種別	母子福祉資金			
借主氏名				
連帯借主氏名				
連帯保証人氏名				
貸付金額	金	円		
不徴収金額	金	円		

郵便番号			
住所			
			年 月
	様		
		愛媛県知事	
	母子福祉資金	違約金不徴収不承認決定通知書	<u>+</u>
	月 日付けで申請のあ り不承認とすることとし	った母子福祉資金の違約金不徴収申請に たので通知します。	ついては、次
理由			

## **樣式第24号**(第17条関係) 母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金償還金支払猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の支払猶予申請については、下記のと おり承認することとしたので通知します。

なお、借主が償還をしない場合は、連帯保証人にお支払いいただくことになりますので、御承知おき願います。

記

貸付番号											
資金の種類及び種別		母子	福祉資金	金							
借主氏名											
連帯借主氏名											
貸付金額		金			円	月額	4	金		円	
利率											
貸付期間			年	月	から		年	月	まで		
据置期間			年	月	から		年	月	まで		
支払猶予期間			年	月	から		年	月	まで		
   償還期間	(新)		年	月	から		年	月	まで		
[ [ ] [ ] [ ]	(旧)		年	月	から		年	月	まで		
償還方法						毎回	の償	景額		円	
連帯保証人1	住所氏名										
連帯保証人2	住所氏名										
備考											

# **様式第24号の2** (第17条関係) 母子福祉資金償還免除決定通知書

郵便番号 住所

年 月 日

様

愛媛県知事

印

# 母子福祉資金償還免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた母子福祉資金の償還免除申請については、下記のと おり償還の免除を決定したので通知します。

記

貸付番号				
資金の種類及び種別	母子福祉資金			
借主氏名				
連帯借主氏名				
連帯保証人氏名				
貸付金額	金	円		
免除金額	金	円		

郵便番号 住所				
		年	月	
様				
	愛媛県知事			
母子福祉資金償還	量金支払猶予不承認決定通知書			
年 月 日付けで支払猶予申 の理由により不承認と決定しました。	ままでは、またでは、またでは、また。 また また また で 通知します。 また で 通知します。		円に	よ
理由				
				_
	担当 電話			

i <b>25号の2</b> (第17条関係)	母子福祉資金償還免除不承認決定通知書	
郵便番号		
住所		
		年月
様		
	愛媛県知事	F
E	子福祉資金償還免除不承認決定通知書	
	けけで償還免除申請のあつた母子福祉資金の償還金 Rと決定しましたので通知します。	円はど
理由		
	担当	
	雷話	

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第7号及び様式第20号の規定によ る書類は、改正後の愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則様式第7号及び様式第20号の規定による書類とみなす。

### ○愛媛県規則第48号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

前

改

īF

### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

改

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

後

īF

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(出納員) (出納員) **第4条** 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第16 **第4条** 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第15 号までに掲げる職にある者をもつて充て、第17号から第24号まで 号までに掲げる職にある者をもつて充て、第16号から第23号まで に掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職 に掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職 員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつて 員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつて は、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されてい は、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されてい るものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。 るものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。 (1)~(6) 省略 (1)~(6) 省略 (7) 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課国際交流グループ 担当係長 (8) 省略 (7) 省略 (9) 省略 (8) 省略 (10) 省略 (9) 省略 (11) 省略 (10) 省略 (12) 省略 (11) 省略 (13) 省略 (12) 省略 (14) 省略 (13) 省略 (15) 省略 (14) 省略 (16) 省略 (15) 省略 (17) 省略 (16) 省略 [18] 省略 (17) 省略 (19) 省略 (18) 省略 (20) 省略 (19) 省略 (21) 省略 20) 省略 (22) 省略 (21) 省略 23) 省略 (22) 省略 (24) 省略 (会計管理者等の事務の一部委任) (会計管理者等の事務の一部委任) 第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり │第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり とする。 とする。 (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機 (1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機 関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第16号に掲げる 関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第15号に掲げる 会計事務を除く。)とする。 会計事務を除く。)とする。 ア~ウ 省略

(2)~(9) 省略

(10) 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課国際交流グループ 担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する 会計事務のうち、観光国際課が指定納付受託者に納付させる愛 ア~ウ 省略

(2)~(9) 省略

媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)別表6の表17の 項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

- (11) 省略
- (立) 土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ担当係長 (土木管理課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、 本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、土木管理課が 指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例

別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2 の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

- 13 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (近) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、<u>第19号及び第21号</u>に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

- (18) 省略
- (19) 省略
- 20) 省略
- (21) 省略
- 2 省略

#### (10) 省略

- (11) 土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ担当係長 (土木管理課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、 本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、土木管理課が 指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例<u>(平成12年愛媛</u> 県条例第3号)別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2 の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、<u>第18号及び第20号</u>に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略

- (17) 省略
- (18) 省略
- <u>(19)</u> 省略
- (20) 省略
- 2 省略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

### ○愛媛県告示第1147号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	古田上池地区 (西条市)	令和 5 年 9 月25日

## (2) 本県の責務

本県は、漁業法(以下「法」という。)第6条の規定に基づき、国とともに資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を要請するものとする。

2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、 知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下 の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 渔獲可能期間
- 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
- (1) 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

(2) 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

(3) 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁

## ○愛媛県告示第1148号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、 愛媛県資源管理方針(令和4年12月愛媛県告示第1344号)を次のと おり変更した。

令和5年11月6日

愛媛県知事の中の村の時の広

- 1 資源管理に関する基本的な事項
- (1) 本県の水産業の状況

本県の水産業は、平成30年には生産量で137,663トン、生産額は887億円に上り、全国でも上位に位置している。また、同年における漁業経営体数は3,444経営体であり、水産業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展のためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の振興を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、(1)及び(2)の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる 管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量 の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制 の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行 するものとする。

- 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
  - (1) 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年10月 農林水産省告示第1982号)に即して、当該特定水産資源ごとの 資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚 の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量によ る管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み 合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第 1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、 当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定 期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への 報告が行われるよう指導を行うものとする。

(2) 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、 最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

- 6 その他資源管理に関する重要事項
- (1) 漁獲量等の情報の収集
  - ア 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が 資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価 の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵 守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重 要である。
  - イ 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規 定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事 許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告 (法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者に よる資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても 報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情 報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に

漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

- ウ また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。
- (2) 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

(3) 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び愛媛県資源管理方針に 基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

(4) その他

資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源については、当該目標が定められるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて、漁獲努力量等のデータを収集して検証を行い、必要に応じ現行の資源管理の取組内容の改善を図る。

また、海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を 蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心 とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源管理体制の充実 強化を図る。

7 愛媛県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても、少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は、「別紙1の1まいわし太平洋系群」から「別紙1の6まさば及びごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理の方針は、「別紙2の1かつお(中西部太平洋条約海域)」に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙3の1かたくちいわし太平洋系群」から「別紙3の21しらす愛媛県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

### 別紙1の1

1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県まいわし漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
  - ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地 (以下「住所等」という。)がある者がまいわしを採捕する 漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。

4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網 漁業等	10 086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙1の2

1 特定水産資源

まあじ

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県まあじ漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網 漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙1の3

- 1 特定水産資源
  - くろまぐろ(小型魚)
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から 6月まで)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月ま で)、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)、 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)とする。
  - (1) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(4月から6月まで)
    - ア 当該知事管理区分を構成する事項
      - (ア) **水域**

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関す る省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に 掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

(イ) 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕 する漁業(以下「くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業」 という。)

炒 漁獲可能期間 4月1日から同年6月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の 管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚 げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (4) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規 定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分 における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3 日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当 該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超え るおそれがなくなったと認めるときは、この限りではな U.).
- (2) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(7月から9月まで)
  - ア 当該知事管理区分を構成する事項
    - (ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

7月1日から同年9月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の 管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚 げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規 定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分 における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3 日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当 該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超え るおそれがなくなったと認めるときは、この限りではな ll。)。
- (3) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)

- ア 当該知事管理区分を構成する事項
  - (ア) 水域

中西部太平洋条約海域

(イ) 対象とする漁業

くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

10月1日から同年12月末日まで

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ブ) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)。
- (4) 愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(1月から3月まで)
  - ア 当該知事管理区分を構成する事項
    - (ア) **水域** 中西部太平洋条約海域
    - (イ) 対象とする漁業 くろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業
    - (ウ) 漁獲可能期間 1月1日から同年3月末日まで
  - イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- (ア) 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。
- (イ) 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)。
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
- (1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、原則として本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を直近3年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に配分し、おおむね1割を本県の留保枠とする。ただし、それぞれの知事管理区分への最低配分量は1トンとするとともに、国の留保からの配分、繰越分の追加配分及び年によって異なる漁場形成の変動等を十分に勘案して配分するものとする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の漁獲可能量を追加した場合において、 融通により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当該追加を行 う時点が属する知事管理区分に当該追加分数量を配分すること とし、融通以外により本県の漁獲可能量が増加した場合は、当 該追加分数量を本県の留保枠とする。また、農林水産大臣が本 県の漁獲可能量を削減した場合は、本県の留保枠から減じるこ ととする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の留 保枠より多い場合は、その差分を当該削減を行う時点が属する 知事管理区分から最低配分量の1トンを残して減じることとす る。それでもなお本県留保枠及び知事管理漁獲可能量の削減量 の合計が都道府県別漁獲可能量の削減量に満たない場合には、 当該知事管理区分いら順に同様の方法で漁獲可能量を削減するこ ととする。

### (3) 留保枠からの配分

本県の留保枠については、愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(10月から12月まで)の漁獲実績が確定した後、原則として本県の当初配分のおおむね1割を残して愛媛県くろまぐろ(小型魚)漁業(翌年1月から3月まで)に配分することとする。

ただし、知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、本県の当初配分のおおむね1割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理区分に配分するものとする。

### (4) 漁獲可能量の繰越

知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えなかった場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量に加え、超えた場合は、その差分を翌知事管理区分の漁獲可能量から減じることとする。それでもなお当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の削減量が前管理区分の超過分に満たない場合には、当該知事管理区分以降の知事管理区分について、漁獲可能期間の近い管理区分から順に同様の方法で漁獲可能量を減じることとする。ただし、前管理区分の超過分を減じた結果、当該知事管理漁獲可能量が1トンを下回る場合は、不足する量を留保枠から配分する。

- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項該当なし。
- 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に 該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知 事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推 移に応じて判断する。

## 別紙1の4

- 1 特定水産資源
  - くろまぐろ (大型魚)
- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県くろまぐろ(大型魚)漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ア 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する 省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に 掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がくろまぐろ (大型魚)を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

- ア 漁獲可能量の超過のおそれがない場合にあっては、陸揚げ した日からその属する月の翌月の10日までとする。
- イ 漁獲可能量の超過のおそれがあり、知事が法第31条の規定による公表を行った場合にあっては、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までは、陸揚げした日から3日以内とする(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)。
- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
  - (1) 当初配分

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のおおむね9割とし、おおむね1割を留保枠とする。なお、留保枠が1トン未満であるときは1トンとし、知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量から1トンを差し引いた数量とする。

(2) 漁獲可能量の変更

農林水産大臣が本県の都道府県別漁獲可能量を変更した場合には、当該変更数量の全量を本県の知事管理漁獲可能量から加減することとする。ただし、都道府県別漁獲可能量の削減量が本県の知事管理漁獲可能量より多い場合は、その差分を留保枠から減じることとする。

- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 該当なし。
- 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表に関し、法第31条に定める場合に 該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量がその知 事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推 移に応じて判断する。

別紙1の5

1 特定水産資源 するめいか

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県するめいか漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左

欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
小型機船底びき網漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙1の6

1 特定水産資源 まさば及びごまさば太平洋系群

- 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 知事管理区分は、愛媛県まさば及びごまさば漁業とする。
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の 採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

愛媛県に住所等がある者がまさば及びごまさば太平洋系群 を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間 周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に 漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

- 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を当該知事管理区分に配分する。
- 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 当該知事管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手 法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。こ の場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻)
いわし、あじ、さばまき網 漁業等	10 ,086

5 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙2の1

1 水産資源

かつお(中西部太平洋条約海域)

2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

3 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の1

1 水産資源 かたくちいわし太平洋系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

#### 別紙3の2

1 水産資源 かたくちいわし瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の3

水産資源
 ひらめ太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度 末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源 において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された 場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められる までの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性 とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

#### 別紙3の4

1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

#### 別紙3の5

1 水産資源

たちうお太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

## 別紙3の6

1 水産資源

たちうお瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の7

1 水産資源 まだい太平洋南部

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和12年度 末までに、中位以上に回復させることを目指す。なお、当該資源 において、資源管理目標案等を示した資源評価結果が公表された 場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理目標が定められる までの間、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性 とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の8

1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の9

1 水産資源

ぶり

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの

間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを 目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏 まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるま での間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する.

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の10

1 水産資源

さわら太平洋南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

## 別紙3の11

1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の12

1 水産資源

たこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の13

1 水産資源

あわび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の14

1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚資源量が、令和12年度末までの間、提案された目標管理基準値案を上回る状態を維持することを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評

価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の15

1 水産資源

いせえび愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の16

1 水産資源

さざえ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

別紙3の17

1 水産資源

いかなご愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

#### 別紙3の18

1 水産資源

なまこ愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### 別紙3の19

1 水産資源

いさき太平洋中・南部

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項該当なし。

#### 別紙3の20

1 水産資源

いさき瀬戸内海

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

#### 別紙3の21

1 水産資源

しらす愛媛県海域

2 資源管理の方向性

「海面漁業生産統計調査」において判断される漁獲量水準を、 令和12年度末までに、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、 中位以上に回復させることを目指す。なお、国が行う資源評価に より、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 愛媛県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕 をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによ る当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進 する

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

4 その他資源管理に関する重要事項 該当なし。

### ○愛媛県告示第1149号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市祝谷土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年11月6日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

### ○愛媛県告示第1150号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	宇和島市三間町元宗728番 1 地先から 同町元宗195番 1 地先まで			旧	メートル 43~143	キロメートル 0 218	
· 宗 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	広見吉田線	宇和島市三間町元宗728番3から 同町元宗195番1地先まで		新	9 .7 ~ 19 .1	0 218	

## ○愛媛県告示第1151号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	広	見吉田	線	宇和島市三間町同町元宗195番							令和 5 年11月 6 日

## ○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改 正 後
 改 正 前

 別表第1 (第4条関係)
 別表第1 (第4条関係)

 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項
 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

 決裁区分
 決裁区分

			分				
事務の	事項	知	専決者				
種類			部	局	課	±	
		事	長	長	長	幹	
1 ~ 18							
省略							
19 予算	1 歳出予算の <u>配当替</u> に関するこ						
に関す	と。						
る事務	2~4 省略						
20 ~ 26							
省略							

備考 省略

別表第11(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

		決裁区分		
			専決	<b>大者</b>
		会	出	出
事務の	事項	計	納	納

		決裁区分					
惠	百	źΠ	専決者				
<del></del>	**		部	局	課	主	
l		7	長	長	長	幹	
1 歳出予算の移用	_に関するこ						
と。							
2~4 省略							
	ح.	1 歳出予算の <u>移用</u> に関するこ と。	1 歳出予算の <u>移用</u> に関するこ と。	事 項 知 事 長 1 歳出予算の <u>移用</u> に関すること。	事項 項	事項 和事 項	

備考 省略

別表第11(第4条関係)

会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項

		決	裁区	分	
			専治	大者	
		会	田	出	
事務の	事項	計	納	納	

種類		管	員	員	種類		管	員	
		理	(	(			理	(	
		者	課	主			者	課	
			長、	幹 、				長、	
			)	)			_	)	
1 愛媛	1 • 2 省略				1 愛媛	1・2 省略			
県会計	3 支出負担行為の合議に関すること				県会計	3 支出負担行為の合議に関すること			
規則の	(第36条)。				規則の	(第36条)。			
施行に	(1) 需用費、役務費、使用料及び賃				施行に	(1) 需用費、役務費、使用料及び賃			T
関する	借料、原材料費、委託料 ((2)に掲				関する	借料、原材料費、委託料 ((2)に掲			
事務	げるものを除く。)、公有財産購				事務	げるものを除く。)、公有財産購			
	入費、備品購入費、負担金補助及					入費、備品購入費、負担金補助及			
	び交付金、貸付金並びに補償、補					び交付金、貸付金並びに補償、補			
	填及び賠償金					填及び賠償金			
•	ア 1件の <u>支</u> 出負担行為決議書の					ア 1件の支出負担行為書 の			t
	金額が1,000万円以上					金額が1,000万円以上			
	·					<u> </u>	-		+
	イ 1件の <u>支出負担行為決議書</u> の 金額が1,000万円未満					イ 1件の支出負担行為書 の金額が1,000万円未満			
	•					·			+
	(2) 委託料(工事に係るものに限					(2) 委託料(工事に係るものに限			
	る。)					る。)			1
	ア 1件の支出負担行為決議書の					ア 1件の支出負担行為書 の			
	金額が3,000万円以上					金額が3,000万円以上			
	イ 1件の支出負担行為決議書の					イ 1件の支出負担行為書 の			
	金額が3,000万円未満					金額が3,000万円未満			
	(3) 工事請負費					(3) 工事請負費			Ī
	ア 1件の支出負担行為決議書の					ア 1件の支出負担行為書 の			Ī
	金額が1億円以上					金額が1億円以上			
	イ 1件の支出負担行為決議書の					イ 1件の支出負担行為書 の			t
	金額が1億円未満					金額が1億円未満			
	(4)・(5) <b>省略</b>					(4)·(5) <b>省略</b>			t
•	4 支出負担行為の確認に関すること					4 支出負担行為の確認に関すること			t
	(第48条)。					(第48条)。			
	(1) 災害補償費、報償費、交際費、					(1) 災害補償費、報償費、交際費、			t
	償還金、利子及び割引料、投資及					償還金、利子及び割引料、投資及			
	び出資金、積立金、寄附金並びに					び出資金、積立金、寄附金並びに			
	繰出金					繰出金			
									+
	ア 1件の支出命令書の金額が					ア 1件の支出決議書の金額が			
·	1,000万円以上					1 ,000万円以上			+
	イ 1件の支出命令書の金額が					イ 1件の支出決議書の金額が			
	1 ,000万円未満 ————————————————————————————————————					1 ,000万円未満 ————————————————————————————————————			1
	(2) 需用費、役務費、委託料、使用					(2) 需用費、役務費、委託料、使用			
	料及び賃借料、原材料費、公有財					料及び賃借料、原材料費、公有財			
	産購入費、備品購入費、負担金補					産購入費、備品購入費、負担金補			
	助及び交付金、扶助費、貸付金並					助及び交付金、扶助費、貸付金並			
	びに補償、補填及び賠償金					びに補償、補填及び賠償金			
	ア 1件の支出命令書の金額が					ア 1件の支出決議書の金額が			
	3 ,000万円以上					3 ,000万円以上			
	イ 1件の支出命令書の金額が								t
	3 ,000万円未満					3 ,000万円未満			

	(3) 工事請負費		
	ア 1 件の <u>支出命令書</u> の金額が 1 億円以上		
	イ 1 件の <u>支出命令書</u> の金額が 1 億円未満		
	(4) 省略		
	5 ~ 9 省略		
2 · 3			
省略			

	(3) 工事請負費
	ア 1 件の <u>支出決議書</u> の金額が 1 億円以上
	イ 1件の <u>支出決議書</u> の金額が1 億円未満
	(4) 省略
	5~9 省略
2 · 3 省略	

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## ○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年11月6日

別表第5(第4条関係)

愛媛県知事 中 村 時 広

前

## 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

正

改

				決	裁区	分	
組織名	事務の種類	事項	知		専決	中者	
新田 2007 TE	サカツ作業			部	局	課	主
			事	長	長	長	幹
環境・	1~29 省略						
ゼロカ	30 <u>エネルギ</u>	1 特定事業者の指					
ーボン	<u>- の使用の</u>	定の取消しの申出					
推進課	合理化及び	(エネルギーの使					
	非化石エネ	用の合理化及び非					
	ルギーへの	化石エネルギーへ					
	転換等に関	の転換等に関する					
	<u>する法律</u> に	<u>法律</u> (以下この部					
	基づくエネ	において「法」と					
	ルギー管理	いう。)第7条第					
	に関する事	4項)					
	務	2 • 3 省略					
		4 中長期的な計画					
		の作成(法第15条					
		第 1 項 <u>、第 2 項</u> )					
	31 省略						

				決	裁区	分		
組織名	事務の種類	事項	知	専決者				
WIT WITH I	J-10 00 11 10	<b>.</b>	事	部	局	課	±	
			-	長	長	長	幹	
環境・	1~29 省略							
ゼロカ	30 <u>エネルギ</u>	1 特定事業者の指						
ーボン	<u>- の使用の</u>	定の取消しの申出						
推進課	合理化等に	(エネルギーの使						
	関する法律	用の合理化等に関						
		する法律						
	lc	(以下この部						
	基づくエネ	において「法」と						
	ルギー管理	いう。)第7条第						
	に関する事	4項)						
	務	2 • 3 省略						
		4 中長期的な計画						
		の作成(法第15条						
		第1項)						
	31 省略							

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 監査委員規程

## ○愛媛県監査委員規程第3号

愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月6日

愛媛県監査委員 髙 橋 正 浩

同 大 西

高田健司 同

同 松下行吉

### 愛媛県監査委員監査規程の一部を改正する規程

愛媛県監査委員監査規程(昭和55年愛媛県監査委員規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 孙 正 徭

孙 正 前

(監査提出書類)

- 指定の期日までに監査委員に提出するものとする。
  - (1) 省略
  - (2) 本庁各課

ア~エ 省略

才 配当替予算歳出現計表 様式第31号

カ~セ 省略

- (3) 省略
- 2 省略

樣式第20号(第3条関係) 県税徴収状況調

省略			
督促状発行後収入済額			
省略			

注 省略

樣式第30号(第3条関係) 歳出現計表

様式第30号(その1)

省略										
		予算	章 現	額			支 出	済	額	省略
予算科目	当初予算額	補正予算額	継費び越業繰額続及繰事費越	予費出び用減量なる流増	計	課	配当替	省	咯	
省	略									

- 注 1 省略
  - 2 配当替を受けた予算の歳出については、配当替予算歳 出現計表に記載すること。
  - 3 省略

様式第30号(その2) 省略

**樣式第31号**(第3条<u>樣式第30号関係)</u>配当替予算歳出現計表

年度配当替予算歳出現計表(課)

省略

(監査提出書類)

- 第3条 本庁各課及び地方機関の長は、次に掲げる書類を作成し、 第3条 本庁各課及び地方機関の長は、次に掲げる書類を作成し、 指定の期日までに監査委員に提出するものとする。
  - (1) 省略
  - (2) 本庁各課

ア~エ 省略

才 移用予算歳出現計表 様式第31号

カ~セ 省略

- (3) 省略
- 2 省略

**樣式第20号**(第3条関係<u>)</u>県税徴収状況調

省略				
督促状指定期限内収入済額				
指定期限後収入済額				
省略	•	•	•	

注 省略

樣式第30号(第3条関係) 歳出現計表

様式第30号(その1)

		予;	算 現	額			支 出	済 額	省略
予算科目	当初予算額	補正予算額	継費び越業繰額続及繰事費越	予費出び用減備支及流増	計	課	移用	省略	

注 1 省略

- 2 移用 を受けた予算の歳出については、移用予算歳出 現計表_に記載すること。
- 3 省略

様式第30号(その2) 省略

**樣式第31号**(第3条関係)移用予算歳出現計表

年度移用予算歳出現計表(課)

省略

	<u></u>
予算科目 配当替元課 省略	予算科目 <u>移用元課</u> 省略
省略	省略
注 1 この表は、予算の <u>配当替</u> を受けた課において作成する	注 1 この表は、予算の <u>移用</u> を受けた課において作成する
こと。	こと。

第457号

2 移用元課 の課ごとに記載すること。

#### 附即

この規程は、公布の日から施行する。

2 配当替元課の課ごとに記載すること。

令和 5 年11月 6 日 発行 1225